

GREEN×EXPO 2027に向けて新たに着手する工事について

区連会 9月説明資料
令和6年9月18日
上瀬谷整備事務所
2027年国際園芸博覧会協会

1. GREEN×EXPO 2027に向けて新たに着手する工事

旧上瀬谷通信施設地区では、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催や、その後のまちづくりに向け、土地区画整理事業、周辺道路整備事業および公園整備事業の工事等を進めています。

この度、新たにGREEN×EXPO会場整備工事や目黒交番前交差点の立体化工事等に着手します（下図参照）。工事期間中、安全対策等には細心の注意を払いながら施工いたしますので、よろしくお願いいたします。

③ 目黒交番前交差点の立体化工事 10月着手予定
受注者：奈良建設 ほか
工事内容：橋りょう基礎工事、橋りょう上部工事

② 八王子街道の拡幅工事 10月着手予定
受注者：親和興業、岡田建設 ほか
工事内容：道路拡幅工事、擁壁工事等

① 保土ヶ谷バイパス上川井IC出口（横浜方面）の拡幅工事 8月完成
受注者：金子工業
工事内容：道路拡幅工事

※ 環状4号線バイパス道路
・秋頃から交通を切り替え予定
・現在の歩道・車道機能を確保

⑫-1 会場整備工事（中央工区）10月着手予定
受注者：大林組
工事内容：給排水工事、設備工事、造成工事等

⑫-2 会場整備工事（東工区）10月着手予定
受注者：大林組
工事内容：給排水工事、設備工事、造成工事等

⑫-3 会場整備工事（西工区）
受注者：未定（今後発注予定）
工事内容：給排水工事、設備工事、造成工事等

完成イメージ
東京都葛飾区

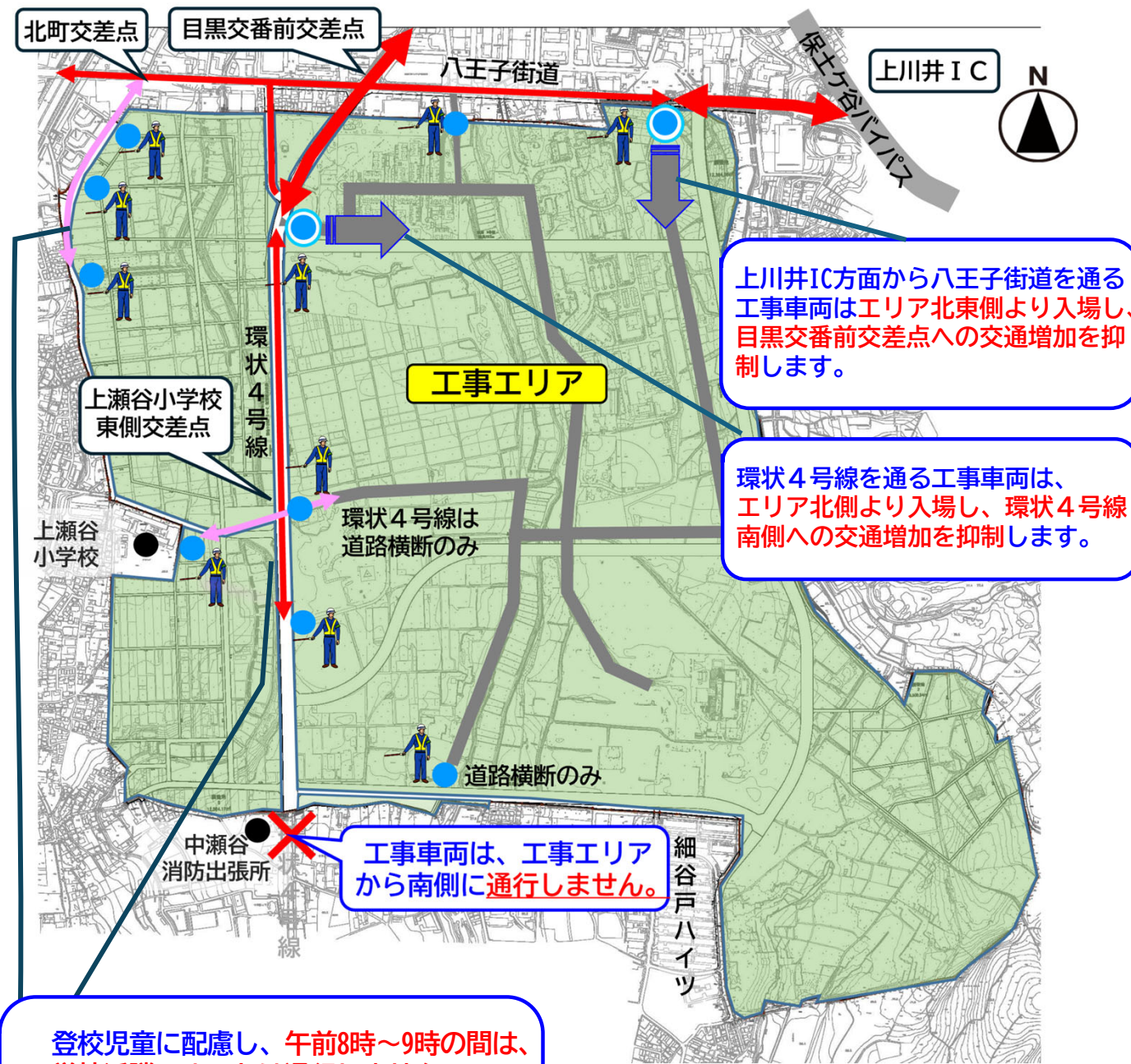
擁壁工事イメージ

道路拡幅工事イメージ

排水工事イメージ

令和6年8月完成

2. 工事車両の通行ルート(上瀬谷周辺の全工事共通)

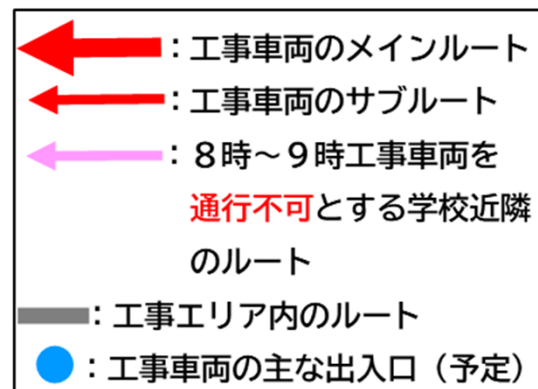


登校児童に配慮し、午前8時～9時の間は、学校近隣のルートは通行しません。

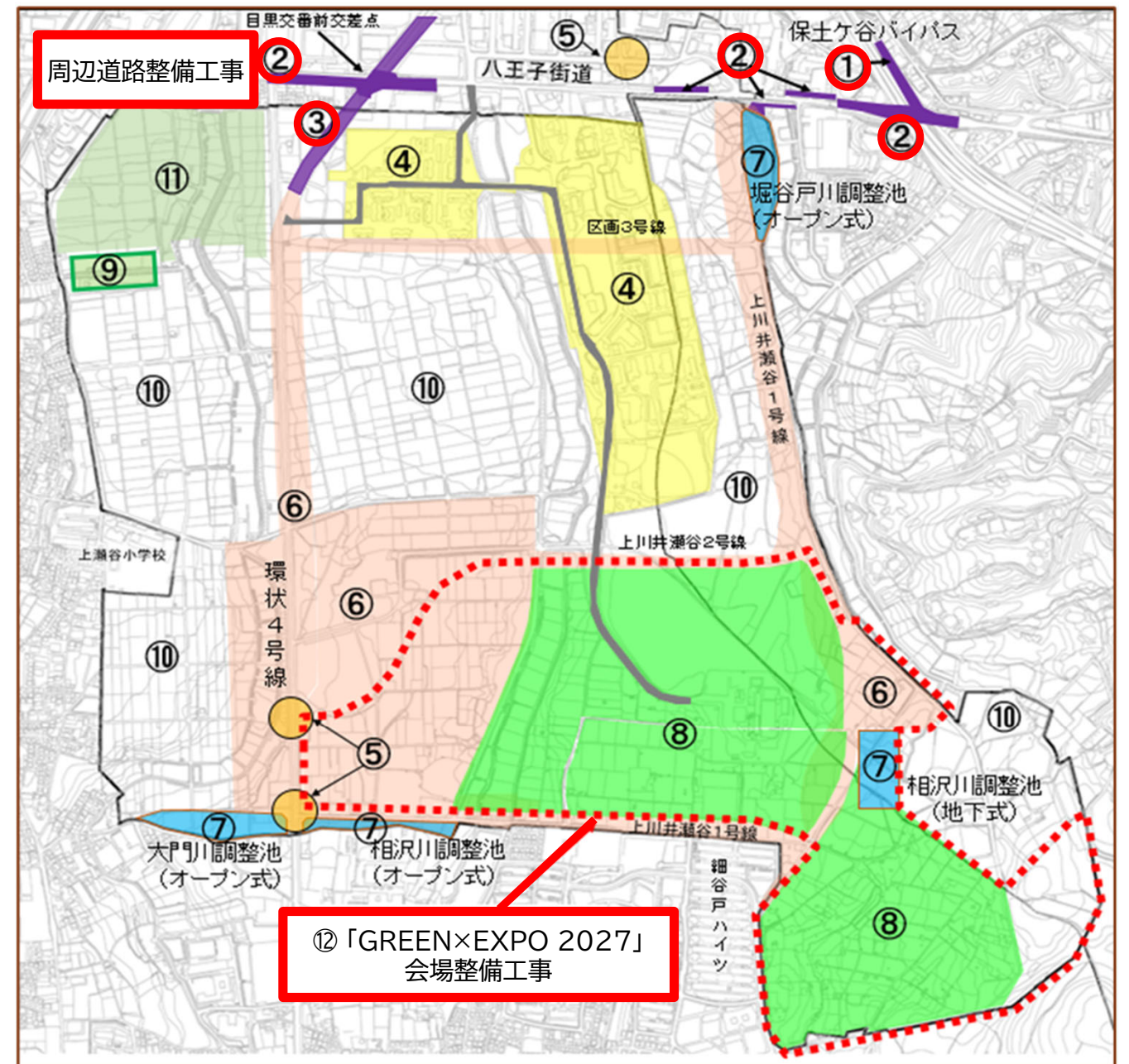
下校時については、下校する児童の状況に応じ、誘導員を配置し、安全に配慮して慎重に通行します。

- ※ 工事車両出入口の詳細な位置については、警察と協議し、決定していきます。
- ※ 工事車両出入口には、誘導員を配置します。
- ※ 出入口、ルートの使用時期は、工事進捗により異なります。

凡例



【参考資料】2024年度の横浜市と博覧会協会の主な工事内容



【周辺道路整備事業】

- ① 保土ヶ谷バイパス上川井IC出口(横浜方面)の拡幅工事
- ② 八王子街道の拡幅工事及び拡幅するための擁壁工事
- ③ 目黒交番前交差点立体化工事(橋梁の杭・基礎工事等)

④【土地区画整理事業】米軍施設の解体工事

⑤【土地区画整理事業】地区内に水道を供給するための工事

⑥【土地区画整理事業】道路、上下水道、整地等の工事

※上記の他に地区内では、土地区画整理事業に合わせて、⑩(地区内点在)埋蔵文化財調査・磁気探査調査・土壌除去工事、⑪代替農地整備を行っています。

■お問い合わせ先

(GREEN×EXPO 2027について)
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

電話 045-307-2099

(土地区画整理事業・周辺道路整備事業について)
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷整備事務所

電話 045-900-0702

⑦【土地区画整理事業】調整池の整備

※雨水の一部を一時的に貯留し、下流側の治水対策を図ります

【公園整備事業】

⑧ 公園計画区域内の園路、設備、植栽等の工事

【農政事業】

⑨ ウド栽培施設撤去工事

【GREEN×EXPO 2027】

⑫ 会場整備工事

瀬谷区内火災・救急状況

瀬谷消防署
令和6年8月31日現在

火災

区分	年別	令和6年	令和5年	増△減
件数		10	22	△12
種別	建物	6	13	△7
	林野	0	0	0
	車両	1	1	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	3	8	△5
	損害程度	焼損床面積 (㎡)	0	346
死者(人)		0	2	△2
負傷者(人)		5	1	4
主な原因	放火(疑い含む)	1	6	△5
	たばこ	1	5	△4
	こんろ	2	1	1
	電気機器	1	2	△1
	配線器具	0	1	△1
	上記以外	5	6	△1
	1日あたり		0.04	0.1

連合町内会別火災発生件数

連合町内会名	令和6年
阿久和北部連合自治会	0
阿久和南部連合自治会	0
三ツ境連合自治会	1
瀬谷第一地区連合町内会	0
本郷地区連合自治会	0
瀬谷北部町内連合会	1
瀬谷第二地区連合自治会	2
細谷戸連合町内会	0
瀬谷第四地区連合自治会	2
南瀬谷自治連合会	1
宮沢連合自治会	0
相沢町内連合会	1
その他	2
合計	10

救急

区分	年別	令和6年	令和5年	増△減
件数		5,894	5,725	169
急病		4,360	4,214	146
交通事故		217	234	△17
一般負傷		1,046	1,032	14
その他		271	245	26
1日当たり		24.2	23.6	0.6

分団別火災発生件数

分団名	令和6年
第一分団	1
第二分団	4
第三分団	3
第四分団	2
合計	10

月別火災件数・死負傷者状況

区分	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
件数		1件	1件	2件	3件	0件	1件	1件	1件					10件
死者		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人					0人
負傷者		0人	1人	0人	0人	0人	0人	4人	0人					5人

日付	災害種別	発生場所	内容											
8月9日	建物火災	下瀬谷 二丁目	店舗内にて発生											
熱中症搬送状況(5/1~8/31)														
市内発生件数	2409	31	100	814	1464									
区内発生件数	91	0	7	33	51									

(各表の数値は速報値であり、確定値ではありません。)

～ 瀬谷消防署からのお知らせ ～

1 令和6年度瀬谷区町の防災組織初期消火合同訓練会

日 時：令和6年11月10日（日）10:00～12:30

場 所：瀬谷区二ツ橋町190 ニツ橋公園公園

お申込みをされた自治会町内会が参加し、日ごろの訓練の成果を競います。

※自治会町内会の参加申込は、令和6年9月30日までにお申し込みください。

2 せや消防フェアのお知らせ

日 時：令和6年9月28日（土）10:00～13:00

場 所：二ツ橋公園、瀬谷公会堂、瀬谷区役所前ロータリー、瀬谷消防署

親子で楽しめる消防イベントを開催します。

楽しく！！防災を学びましょう。

皆様の御来場を消防職員一同、お待ちしております。

よろしくお願いいたします。

せや消防フェア

9月28日 2024年 土

10:00～13:00

ニツ橋公園

- 地震体験(起震車)
- 瀬谷消防団ブース
消防車展示・ロープ結索体験
らびっこ防火衣装着、消防団募集窓口
- 瀬谷区で活躍する車両展示
(瀬谷火災予防協会等)
工事工作車・タクシー・パトカー
- 横浜市水道局ブース
給水車展示・水道管漏水修理体験
- キッチンカー

瀬谷区役所前ロータリー

- ドクターカーの展示
(12:00まで)
(聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院協力)
- 瀬谷はしご消防車展示
※はしごを伸ばした搭乗体験はありません。

瀬谷公会堂

- 横浜市消防音楽隊コンサート
午前の部 10:30～11:00
午後の部 12:40～13:00
- 避難所体験ほか、高齢者、障害者、子育て世代等が災害時になると便利な物品の紹介
(ピンチをチャンスに！防災共助の会)
- おんしん救急コーナー
- 医療相談(12:00まで)
(聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院協力)
- GREEN×EXPO 2027 展示ブース
- 感謝プレーカー等の展示ブース
- 震災パネル展示

開催場所 ニツ橋公園・瀬谷公会堂・瀬谷区役所前ロータリー
(瀬谷区ニツ橋190周辺)

瀬谷消防署

- 心臓蘇生体験コーナー(12:00まで)
(聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院協力)

※雨天時は雨天会場のみの開催、雨天時は中止となります。*天候等により実施内容が変更する場合があります。*駐車場には限りがあるためできる限り公共交通機関でお越しください。

お問合せ：瀬谷消防署 総務・予防課 045-362-0119

区連会 9月説明資料
令和6年9月18日
瀬谷区社会福祉協議会

瀬社協発第255号

令和6年9月18日

瀬谷区内

自治会・町内会 会長 様

社会福祉法人

横浜市瀬谷区社会福祉協議会

会長 福田 愛一郎

広報紙「ほのぼのせや」66号の配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業運営につきましては、日頃より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会の事業並びに地域福祉活動をより一層区民の皆様にご理解いただくよう広報紙「ほのぼのせや」66号を作成いたしました。

つきましては、ご多忙とは存じますが当広報紙の世帯配布について、ご協力をお願いいたします。

なお、数に不足等がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

1. 配布物件 「ほのぼのせや」66号
2. 配布対象 自治会町内会広報配布世帯 全戸
3. 送付日 令和6年9月20日より順次送付

瀬谷区社会福祉協議会

瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館

☎ 045 (361) 2117

FAX 045 (361) 2328

令和6年度 瀬谷区ふれあい助成金 124団体に、総額9,997,000円を助成しました。

この助成金は、みなさまからの賛助会費・共同募金・地域福祉推進基金などを利用して、地域福祉の活動を応援しているものです。(単位:円)

1. 長寿クラブ	250,000	楽々金庫会	80,000	阿久和北部お楽しみ食事会	50,000	血縁のまっくり区分	40,000
グリーンカフェ	240,000	ふれあいサロン 左馬	80,000	すみれ会	50,000	にほんごせや	40,000
街のつどいの広場 ほっとカフェ	180,000	カフェスマイル	80,000	瀬谷第一あじさい会	50,000	国際交流Seya	40,000
音楽のたまはこ	120,000	楽老ハイソル 楽老サロン	80,000	瀬谷北あじさい会	50,000	紙芝居せや	40,000
サロンよってA	120,000	木理サロン	80,000	木理あじさい会	50,000	TEAMKUFIN	40,000
にこにこ会	120,000	みやざわ倶楽部	80,000	ゆるり瀬谷 ゆるり会	80,000	なごみの会	40,000
マークサポート支えあい	120,000	おちやっこ会	80,000	レインボーランド・本郷	80,000	楽老見守り隊	40,000
年寄りの会	120,000	あったかハート元気会	80,000	いちごクラブ	80,000	ピンチをチャンスに! 渡辺共助の会	40,000
横浜すばいず	120,000	北新サロン	80,000	ゆうスリー	80,000	二ツ橋小学校はななほ	40,000
第一サロン	100,000	サロン「なかよし」	80,000	子育てサロンえむ	80,000	みなみせや・アrawー	40,000
ハンドメイドカフェ	80,000	にじいろカフェ	80,000	ひよこサロン	60,000	交流フェスティバル実行委員会	30,000
健康長寿サロン ぽんこく	80,000	M.Kサークル	80,000	あくわキッズのみなみ	30,000	瀬谷区発達障害理解啓蒙グループ antinoma	40,000
喫茶だんらん	80,000	生き生き中屋敷ライフ	80,000	瀬谷第四地区女性のボランティア	180,000	子育てサークル たんぽぽ	40,000
相沢ふれあいサロンII	80,000	サロンよってB	70,000	グループ・男の手賀します	180,000	すくすくサークル	40,000
阿久和生楽りハビリ はなますの会	80,000	サロンスプリングガーデン南瀬谷	60,000	三ツ橋地区サポーターズ生活支援グループ	90,000	ピッコロ	40,000
あやめ会	80,000	認知症カフェ カフェド・せや	50,000	相沢たけむりの会	80,000	ハンドメイドサークルWATAGE	40,000
歌声ラウンジ	80,000	健康体操(やまゆり会)	60,000	配食サービス「たんぽぽの会」	300,000	瀬谷区傾聴ボランティアえがお	40,000
おとなり会	80,000	ボツ茶会	50,000	配食サービスの会	300,000	ウクレレ友誼会	40,000
カフェ・すずらん	80,000	サロンスマイル	50,000	はあとの会	300,000	せやプラス	40,000
元気倶楽部	80,000	サロンスマイル	50,000	配食サービス火曜の会	300,000	GIFT COLORS	40,000
サロン「北の宿」	80,000	ニゴニコ会	50,000	常沢配食部会	160,000	横浜西アコーディオン愛好会	40,000
サロンふらっと宮沢	80,000	オアシス	50,000	特定非営利活動法人 せや	350,000	ふらっと	30,000
サロン瀬谷戸運営委員会	80,000	ふれあいサロン下瀬谷	40,000	山崎健児者支援区分		上瀬谷こどもれすとらん	30,000
サロン楽々	80,000	ハッピーダンス(介護予防ダンス)	40,000	ジャンプ	50,000	IV. 健康増進区分	
南瀬谷にこにこサロン	80,000	ほっと三ツ橋	40,000	ハッピーハッピー	50,000	北新健康会	10,000
ひな丸山サロン井戸端	80,000	ふれあい健康サロン	30,000	精神保健家族会 あじさいの会	100,000	町ぐるみ健康づくりの会	10,000
ふれあい音楽会	80,000	うたごえひろば	22,000	瀬谷区視覚障害者福祉協会	80,000	歌王会	10,000
ほっとサロンゆあひ	80,000	下瀬谷こども食堂実施委員会	300,000	瀬谷区聴覚障害者協会	80,000	瀬谷ノルディックウォーキング愛好会	10,000
ほのほのサロン	80,000	ラッキー	80,000	瀬谷区手話サークル「さかいの会」	50,000	さわやか健康くらぶ	10,000
モボ・モガ喫茶	80,000	このは会	80,000	音声訳グループ つしの会	50,000		
ゆきりサロン部会	80,000	宮沢ひまわり会	80,000	手話サークル れいゆ	50,000		
ゆきりサロン富士見台	80,000	阿久和北部子ども食堂 大カレーパーティー	80,000	アイの会	15,000		
		みんなのひろば	80,000	箱谷区手話サークル彩の会	10,000		

瀬谷区ふれあい助成金 活動団体を訪問しました

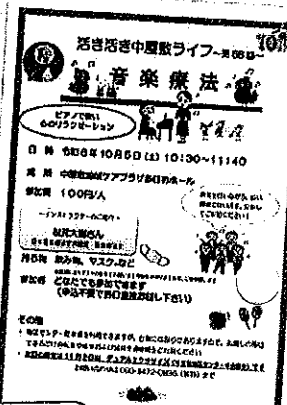
生き生き中屋敷ライフ



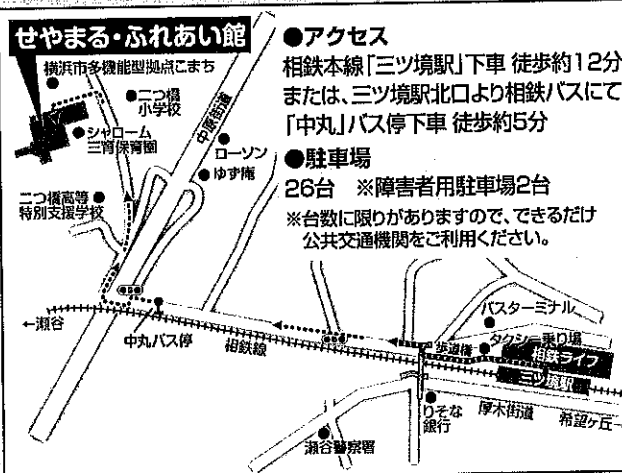
高齢者の健康づくり・居場所づくりのため、デュアルエクササイズ(脳トレ×体操)・ポールウォーキング(歩く)・音楽療法(声を出す)を交互に実施しており、おしゃべりを交えながら楽しく体を動かしています。この活動は、瀬谷北部地区社協と中屋敷町内会の協力を得て実施しています。

広報活動などにふれあい助成金を活用しており、より多くの方に興味を持っていただけるようチラシを作成・掲示しています。

活動日 毎月第1土曜日
活動場所 中屋敷地域ケアプラザ 中屋敷地区センター 中屋敷中央公園など (実施内容によって変更あり)



10月は5日(土) 10:30~11:40 中屋敷地域ケアプラザにて音楽療法の開催を予定



アクセス
相鉄本線「三ツ橋駅」下車 徒歩約12分
または、三ツ橋駅北口より相鉄バスにて「中丸」バス停下車 徒歩約5分

駐車場
26台 ※障害者用駐車場2台
※台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

開所時間
■横浜市瀬谷区社会福祉協議会 月~金曜日/8:45~17:15
■瀬谷区ボランティアセンター 月~土曜日/9:00~17:00
■瀬谷区福祉保健活動拠点「パートナーせや」 月~土曜日/9:00~21:00 日曜日・祝日/9:00~17:00(年末年始を除く)

編集後記
今年度のふれあい助成金は124団体に交付され、各団体にとって貴重な活動財源として活用されています。たとえば、地域の居場所として気軽に出かけて交流できるサロンやカフェが広く開催され、多くの方が楽しんでおられます。また、子どもたちの遊びや学びの場づくり、見守り活動なども行われています。これらの地域福祉活動にご理解をいただき、賛助会費や共同募金にご協力いただくと幸いです。(木下委員)

広報委員会
委員長 ● 彌登 章(瀬谷第四地区社協)
副委員長 ● 氏原 哲(瀬谷北部地区民児協)
木下 信義(瀬谷戸地区社協) / 桐生 優子(モボ・モガ喫茶)
吉野 弘恵(中屋敷地域ケアプラザ)

瀬谷区社会福祉協議会(社協) 広報誌

ほのぼのせや

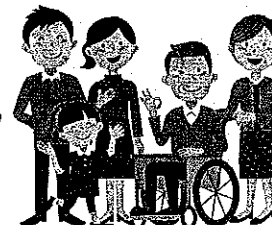
No.66 2024.9.30

承認●瀬谷区第2号

<https://seyaku-shakyo.jp/>

今年で4年目 第4期 瀬谷区地域福祉保健計画の取組を紹介しします

第4期瀬谷区地域福祉保健計画は5年間の計画で、各地区ではすべての人にとって暮らしやすい地域をつくるため、地区の特性や資源を活かして課題の解決に取り組んでいます。今回は、阿久和北部地区と南瀬谷地区の地区別計画に基づいた取組を紹介しします。



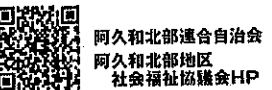
阿久和北部地区「子ども食堂 大カレーパーティー」



阿久和北部地区では3つの目標を取り上げており、すべての目標に関わっている事業のひとつが「子ども食堂大カレーパーティー」です。毎月第1日曜日に阿久和向原第二公園見守り合い広場で開催しています。

中学生たちもボランティア活動に加わっており、話を聞いてみると「活動を続けることで地域の人と関わること、話をするに壁がなくなった」という声や「人見知りだったけど、色々な人と話すことが出来るようになった」と活動を通じた自身の変化について教えてくれました。ぜひ、一緒に活動してみませんか?

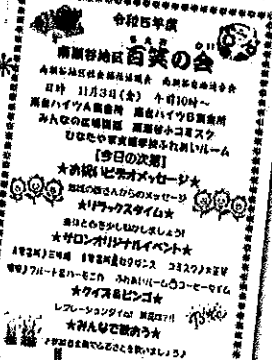
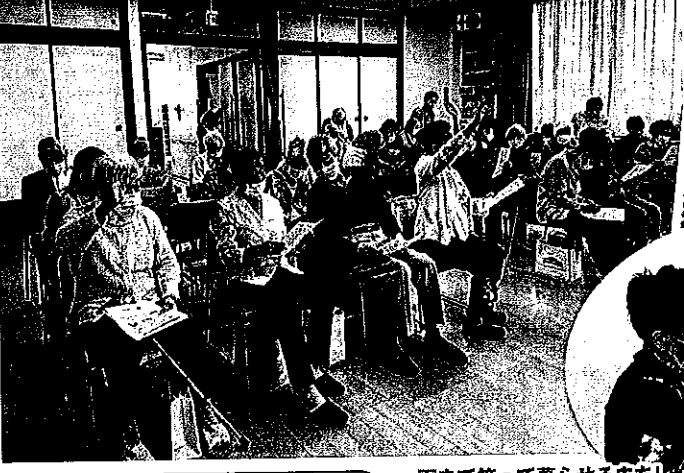
10月のカレーパーティーは、10月6日(日) 11:30~12:30の開催を予定



南瀬谷地区「百笑の会」

南瀬谷地区では満75歳以上の方のお祝い場として、毎年11月3日に「百笑の会」を開催しています。

令和4年度より、感染対策のため5か所のサロン会場に分かれての開催となりましたが、同じ内容で同時開催することで、別会場に参加されたお知り合いと感想をおしゃべりすることができ、地域住民のつながりの場となっています。



令和6年は11月3日(日)に5か所の会場で実施します。

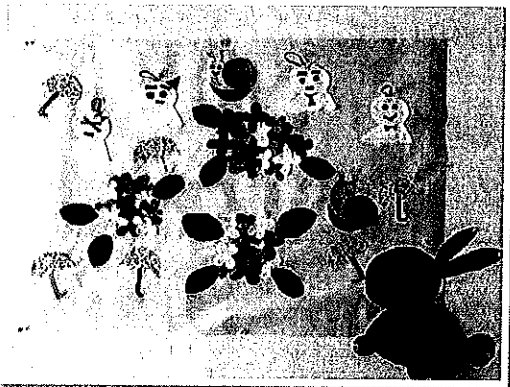
百まで笑って暮らせるまち! 本当に百歳の祝いことができました。

区社協会員紹介 軽費老人ホーム睦荘

瀬谷区社会福祉協議会は会員組織で、会員は民生委員、連合自治会・町内会や各種団体、施設により構成されています。今回は、地域貢献活動も行っている高齢者施設を紹介します。



毎月様々なレクリエーションを実施しています。



季節感のあるイベントも開催しています。

地域とはどのように関わっていますか？

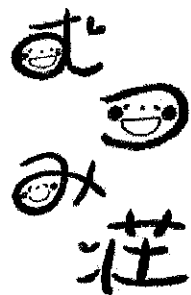
コロナ禍以前は、地域ケアプラザと認知症サポーター養成講座を開催していました。最近では、近隣の施設（株式会社 アイシマ/介護老人保健施設 恵の杜/特別養護老人ホーム みなみの苑）と協働し、地域の敬老会等に参加される高齢者の送迎を行っています。

軽費老人ホームとは？

主に60歳以上の自立された方を対象とした施設です。横浜市から助成を受けているため、低額で利用していただけます。実は、市内に5か所しかない軽費老人ホームのうち2か所が瀬谷区にあります。

睦荘の特徴は何ですか？

定員は50名で、長く入居される方が多いです。そして、41年の歴史があり、近隣の医療機関や地域とのつながりがあります。ここは福祉避難所に指定されているため、災害時には二次的な避難所としてご利用いただけます。また、行事食や買い物ツアーなど、ご利用者様に楽しんでいただけるイベントを開催しています。



見学や相談などお気軽にお問合せください。
045-362-1779

睦荘の皆様、ご協力ありがとうございます。



目的別で探す

- ボランティアしたい、新みたい
- 障害のある人の移動手段を相談したい
- グループ活動の助成金について知りたい
- 福祉人材等を借りたい
- 権利保護について知りたい
- 食品の寄付をしたい
- 会議室等の部屋を利用したい

瀬谷区社協のホームページをリニューアルしました

スマホからも見やすく、目的別に探しやすくなりました。事業内容やボランティア募集についてご覧になれるのでぜひご確認ください。



←詳細はこちら

<https://seyaku-shakyo.jp>

10月1日から共同募金運動が始まります！



昨年の街頭募金運動の様子。たくさんのご支援ありがとうございました。

昨年度は8,521,225円の募金が集まりました。温かいご支援ありがとうございます。集まった募金は瀬谷区をはじめ、神奈川県内の地域福祉のために使われています。今年度も皆さまのご協力をお願いいたします。



令和6年度
共同募金PR大使
野毛山動物園の
ホンダヌキ「ウタ」

500円以上の募金で
バッジをお渡ししています。



令和6年度
瀬谷区支会
オリジナルバッジ
「せやまる」
GREEN×EXPO2027ver.

瀬谷区社協の善意銀行を紹介します

善意銀行とは、みなさまの善意に基づく金銭・物品の寄付をお預かりし、必要とされる方々に配分する仕組みで、銀行の機能になぞらえて「善意銀行」と呼んでいます。

配分を受けた施設・団体からの声



子育て支援団体

みなさまからのご寄付のおかげで親子を対象としたハロウィンイベントをおこなうことができました。

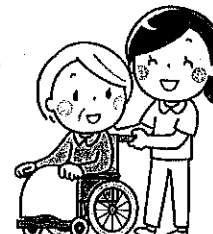
参加した親子から「素敵な時間を過ごすことができました」と感想をいただきました。



障害者地域活動ホーム

車いすを購入できたことで外出の機会を増やすことができました。

温かいご支援によりこれからは利用者様が安心して通っていただけるように努めていきます。



食料品や介護用品などの物品寄付も受付けています。いただいた寄付品は、困窮世帯への食支援や子ども食堂・配食ボランティアグループ等への配分として活用されています。

ご寄付をお考えの方は瀬谷区社協までご相談ください。TEL 045-361-2117

令和5年度

瀬谷区社協 決算報告

瀬谷区社協では皆様からのご協力を受けて、様々な事業を展開しています。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



収入

	(単位:千円)
受託金	30,563
会費・賛助会費	9,212
補助金	8,362
共同募金配分金	4,965
事業収入	362
寄附金	804
その他の収入	7,653
合計	61,921

支出

	(単位:千円)
助成金	17,311
人件費	23,029
事業費	14,313
事務費	4,451
その他の支出	1,965
固定資産取得支出	852
合計	61,921

令和6年度

瀬谷区社協の重点取組

- ① 地区社協支援
- ② 身近な地域におけるつながり・支えあい活動の推進
- ③ 権利擁護事業の推進
- ④ 災害時対応に備えた体制の充実強化

詳細はこちらをご覧ください



区連会 9月説明資料
令和6年9月18日
瀬谷区社会福祉協議会

瀬共募発第83号

令和6年9月18日

自治会・町内会 会長 様

神奈川県共同募金会横浜市瀬谷区支会
支会長 上田 三郎

令和6年度共同募金（一般募金・年末たすけあい募金）の実施について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

毎年、本運動につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も10月1日より全国一斉に共同募金運動を開始いたします。「つながりをたやさない社会づくり」をテーマに掲げ、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

なお、別紙に募金運動用送付資材について記載しております。ご確認お願い致します。

1 募金運動用資材について

見本をお送りいたします。同封の「共同募金運動資材希望表」に各自治会・町内会様での資材必要数をご記入いただき、瀬谷区社協までFAXまたはお電話・Eメールにてご返送ください。（資材が不要の場合は、ご返送いただかなくて結構です）

2 期限

募金期間は、令和7年3月末日ですが、12月中旬までを目途にとりまとめ頂けると幸いです。

※詳細は、別添「赤い羽根共同募金運動実施に伴う留意事項」をご覧ください。

<注意>

3 ご入金方法

(1) 振込について

*令和4年度から、ゆうちょ銀行の口座が変更となりました。

*ゆうちょ銀行の窓口において、同封の払込取扱票（青色の振替払込書）をご利用いただければ、窓口手数料、硬貨手数料、振込手数料が免除となります。

*令和3年度までの払込取扱票（料金加入者負担（赤色の振替払込書））での入金、ATM、ゆうちょダイレクト等の窓口以外の送金は対象外となります。

*令和3年度までの振替払込書（赤色の振替払込書）は使用せず、破棄してください。

(2) 窓口 銀行等ご利用にならない場合は、瀬谷区社会福祉協議会窓口へご持参ください。

ご参考：戸別募金目安額

基準世帯数	一般募金(赤い羽根募金) 基準世帯数×270円	年末たすけあい募金 基準世帯数×55円	合計
●●●	●円	●円	●円

※基準世帯数：令和6年9月1日時点の自治会・町内会加入世帯から、2.5%を控除した世帯数

※目安額は強制ではありません。募金はあくまでも任意です。



【事務局】

神奈川県共同募金会横浜市瀬谷区支会（担当：井原・萱野）
横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階
瀬谷区社会福祉協議会内

電話：361-2117 FAX：361-2328

※別紙に、募金運動用送付資材についてご案内があります。

<送付資材一覧表>

NO.	資材・書類名称	数量	使い方・説明等
1	赤い羽根共同募金運動実施に伴う留意事項 【自治会・町内会長様・ 班長様用】	班数+1	共同募金運動を進めるにあたっての留意事項をまとめた資料です。 ホチキス止め3枚資料。
2	共同募金実施要領	1部 (会長様用)	神奈川県共同募金会が作成している実施要領です。
3	払込取扱票 (青色の振替払込書)	2枚 (納入用)	*郵便局の窓口のみでご利用ください。 *窓口手数料、硬貨手数料、振込手数料が免除になります。 【注】赤色の振替払込書は使用できません。
☆	「無料送金サービスの取り扱いに関する申込の審査結果(写)」	1部	株式会社ゆうちょ銀行事務部門事業統括部長から神奈川県共同募金会会長あてに発出された、無料送金サービスの審査結果通知
4	ポスター	掲示板数	自治会・町内会の掲示板に掲示いただき、周知をお願いします。サイズはA4です。
5	共同募金リーフレット 「あかいはね」	1部 【資材見本1】	共同募金への理解を深めていただく為の資料です。A4用紙3つ折。
6	戸別募金用 封筒募金袋	1枚 【資材見本2】	募金に直接手が触れることのないよう、封筒に入れ、戸別ごとに集める為に使用します。
7	ボランティア委嘱状	1枚 【資材見本3】	神奈川県共募会長名による募金ボランティア用の身分証明証です。
8	寄付済証(領収書)	1冊 【資材見本4】	戸別募金に協力いただいた寄付者に対する領収書です。(1冊50枚綴り) ※平成と記載されているものがお手元にありましたら、「平成」部分に二重線をお引きご利用ください。(訂正印は必要ありません)
9	赤い羽根	1シート 【資材見本5】	1シートずつの送付となります
10	赤い羽根共同募金の戸別募金にご協力いただくボランティアのみなさまへ	1部 【資材見本1】	共同募金の戸別募金への理解を深めていただく為の資料です。2つ折り。

※No. 5～10の資材については、見本として1つずつ同封しています。

各自治会・町内会様での必要数を、同封の「共同募金運動資材希望表」に記載し、事務局までFAXまたはお電話・Eメールにてご返送ください。(資材が不要の場合は返不要です。)ご連絡いただいてから一週間程度でゆうパックにてお届けします。

【事務局】

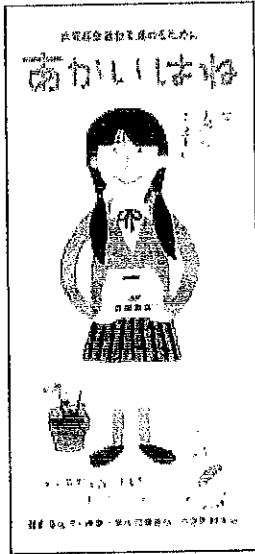
神奈川県共同募金会横浜市瀬谷区支会 (担当:井原・萱野)

横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階

瀬谷区社会福祉協議会内 電話:361-2117 FAX:361-2328

<資材見本>

資材番号5 共同募金リーフレットあかいはね
共同募金への理解を深めていただく為の資料
です。A4用紙を三つ折にしたサイズです。



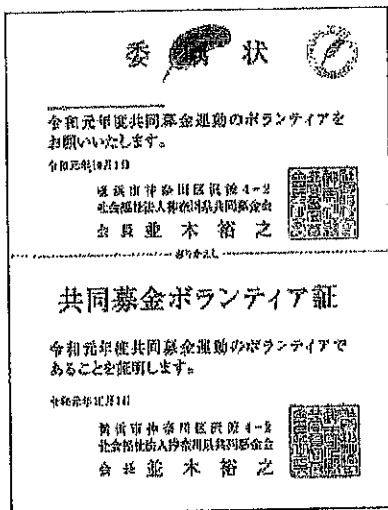
資材番号6 戸別募金用封筒募金袋
募金の任意性に配慮するために、封筒に入れ、
戸別ごとに集める為に使用します。
縦22.5cm×横9cm

赤い羽根共同募金に
ご協力をお願いします！

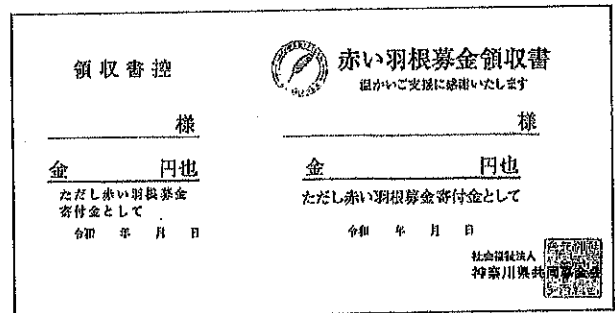


赤い羽根共同募金 発行済み

資材番号7 ボランティア委嘱状
神奈川県共募会長名による募金ボランティア
への委嘱状。



資材番号8 寄付済証（領収書）
戸別募金に協力いただいた寄付者に対する領
収書です。（1冊50枚綴り）



資材番号10 パンフレット

赤い羽根共同募金の戸別募金にご
協力いただくボランティアのみな
さまへ

資材番号9 赤い羽根
寄付を頂いた方にお渡しする赤い羽根です。
1シートずつでの送付となります。





F A X送付先 瀬谷区社会福祉協議会 ☎ 361-2328

令和6年度 共同募金資材希望表



資 材	必要数
共同募金リーフレット「あかいはね」 (A4三つ折り)	部
戸別募金用 封筒募金袋	枚
ボランティア委嘱状	枚
寄付済証(領収書)1冊50枚つづり	冊
赤い羽根シート(1シート25枚)	シート
戸別募金ボランティアパンフレット	枚

貴自治会・町内会名： _____

ご送付先

住 所：〒 _____

横浜市瀬谷区 _____

お名前： _____ 様

記入者名： _____

F A X送付先 瀬谷区社会福祉協議会 ☎ 361-2328

電話：361-2117 メール：seya01@yokohamashakyo.jp



赤い羽根共同募金運動 実施に伴う留意事項

例年、自治会・町内会会長ならびに各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。ことしで78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」をテーマに掲げ、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

1 スケジュール

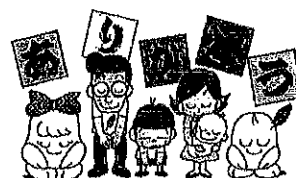
9月18日(水)	区連合町内会・自治会連絡協議会にて 「戸別募金運動のご協力について」依頼
19日(木)～	各自治会町内会 会長様宅へ「戸別募金実施依頼文等」送付 ※資材は見本として各1部ずつお送りします。貴自治会町内会としての必要数は同封の「資材希望表」にてお知らせください。 連絡受領後1週間程度でゆうパックでお届けします。
10月1日～ 令和7年3月31日	共同募金運動実施期間
12月1日～12月31日	年末たすけあい募金運動実施期間
※今年度もコロナ禍の影響を受け3月末までを「募金期間」としてありますが、例年どおり12月末をめどにお取りまとめ、ご入金いただければ幸いです。	

2 募金目標額（共同募金会横浜市瀬谷区支会設定額）

共同募金は配分を計画的に行うために、あらかじめ目標額を設定して募金活動をしています。この目標額を達成するために、共同募金会瀬谷区支会総会で以下の通り設定していますが、あくまでも「目安」であり、強制するものではありませんので参考としてください。

自治会町内会加入世帯 一世帯あたりの目安	○一般募金（赤い羽根募金）：270円 ○年末たすけあい募金：55円
自治会町内会世帯数 （基準世帯数）の考え方	各自治会町内会加入世帯数×97.5% ※令和6年9月1日時点の自治会・町内会加入世帯数から、2.5%を控除した世帯数

3 留意事項



(1) 寄付済証（領収書）を発行してください。

ご寄付いただいた方が希望される場合は寄付済証(領収書)を発行してください。発行する際には募金担当者（班長など）の印を押印し、寄付金額を記入してお渡しください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

(2) 寄付金額の指定は行わないでください。

目標額の設定を行うために、一世帯あたりの目標額を設定していますが、募金への協力はあくまで寄付者の任意です。寄付を募る側から金額の指定を行うことはできませんので、寄付者から尋ねられた場合は、目安としてお伝えください。

「自治会町内会に加入している」から「募金に協力しなければならない」という誤解を与えないよう、ご配慮ください。

(3) 各家庭の寄付金額は班長さんの胸にとどめておいてください。

寄付を募る際に、「誰がいくら寄付した」ということがわかる情報の公開は行わないでください。募金の任意性へのご配慮をお願いします。

(4) その他

募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になりますので、「ボランティア委嘱状」をご携帯ください。

4 募金入金方法

注意事項です。必ずお読みください

各班の寄付金は自治会・町内会ごとにお取りまとめいただき、以下いずれかの方法でご入金をお願いします。

<p>ゆうちょ銀行口座への振込み</p>	<p>1 ゆうちょ銀行での振込み 口座番号：00200-8-110726</p> <p>○本口座は社会福祉の増進を目的とする寄付金募集のための口座として無料送金サービスの承認を受けていますので、窓口手数料、硬貨手数料、振込手数料が免除になります。</p> <p>○同封の払込取扱票（青色の振替払込書）を利用し、窓口で手続きしてください。窓口以外（ATM、ゆうちょダイレクト等）での振込みは免除対象外です。</p> <p>※同封の「無料送金サービスの取り扱いに関する申込の審査結果（写）」をお持ちいただくと手続きがスムーズに進みます。</p> <p>※令和3年度までの払込取扱票（赤色）は使用できません。お手元にある場合は破棄してください。</p> <p>2 他金融機関からの振込みの場合の口座番号と名義</p> <p>口座番号：〇二九（ゼロニキユウ）店（029） 当座 0110726 加入者名：共同募金会瀬谷区支会</p>
<p>窓口へのお持ち込み 月曜日～土曜日 （日曜・祝日除く） 9：00～16：00</p>	<p>瀬谷区二ツ橋町469 セやまる・ふれあい館2階 共同募金会横浜市瀬谷区支会窓口（瀬谷区社会福祉協議会内） TEL 361-2117</p> <p>※やむを得ず左記時間以外にご持参される場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。受け入れ出来ない場合があります。</p>

※赤い羽根募金と年末たすけあい募金は、一緒に入金していただけます。

※貴自治会で内訳の指定がありましたら、払込取扱票の余白に「赤い羽根募金〇〇円」

「年末たすけあい募金〇〇円」とご記入ください。窓口にご持参いただく場合は、受付職員に指定金額をお伝えください。ご指定がなければ、事務局で赤い羽根募金：年末たすけあい募金＝8：2の割合で分けさせていただきます。

5 10万円を超える現金振込時の注意事項

犯罪収益移転防止法の全面施行に伴い、銀行・郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の本人確認証の提出が求められることになりました。

また、個人名ではなく団体名（自治会町内会名）で送金を行う場合は、手続者とその団体の関係性を確認できる書類（名簿等）および団体の設立趣旨等を確認できる書類（会則等）の提出が求められます。

町内会・自治会名での送金にあたっては、手続者（会長様又は会計担当者様等）が本人確認証をご提示いただくことで、個人名でお振込みいただけます。その際、必ずお送りした払込取扱票をお使いください。（払込取扱票に自治会・町内会名簿順の番号をふってありますので、自治会・町内会名を記載しなくても、番号で自治会・町内会名の確認ができます。）

6 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が贈られます。

5万円以上ご寄付いただいた個人もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体に該当する寄付者がいらっしゃいましたら事務局までご連絡ください。

7 寄附金控除について

2千円を超える寄附をしていただくと、確定申告等によって、所得税法（第78条）の「寄附金控除」および地方税法上（住民税）の「寄附金税額控除」を受けることができます。

2千円を超える寄附の申し出があった場合は、次の対応をお願いいたします。

※税控除を希望されない場合は、本対応は必要ありません

- (1) 寄附者本人に、税控除用の領収証が必要かどうか確認してください。
- (2) 希望される場合は、通常の寄附済証（領収書）に「仮」と記載し、寄附者にお渡してください。
- (3) 以下のことを寄附者にお伝えください。
 - ・税控除用の領収証を発行するにあたり、寄附者の氏名と住所が必要であること。
 - ・税控除用の領収証は「仮」と記載した寄附済証（領収証）と引き換えにお渡しすること。
- (4) 事務局に寄附控除の希望があった旨をご連絡いただき、その方の氏名・住所をお知らせください。事務局から直接、その方の住所へ、税控除用の領収証をお送りいたします。

教えて！赤い羽根共同募金Q & A

共同募金会に多くお寄せいただくご質問をQ & Aでまとめました。

Q 共同募金ってなに？ 集めたお金は何に使われるの？

赤い羽根の共同募金は、「町の人々のやさしい気持ち」を集める活動です。社会福祉法で定められ、認められている募金活動で、昭和22年に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として福祉施設を中心に資金支援活動を行ってきましたが、現在では、皆さまのお住まいのすぐ近くの地域の中で、様々な福祉活動に役立てられています。

Q 具体的に、どんな活動に使われているの？

共同募金は、高齢者サロンや、子育て支援などの草の根のボランティア活動から、障害者地域作業所などの社会福祉施設の改修まで、様々な民間の地域福祉活動を支援しています。詳しくは9月に全戸配布されました「共募瀬谷区だより」をご覧ください。

Q なんで目標額があるの？〇〇円っていわれたけど？

赤い羽根の共同募金は、皆さまからの貴重な寄付をやみくもに集めるのではなく、まずは、何に使う必要があるのか「計画」を決めてから集めるしくみです。必要な金額から算出されたものを「目標額」としてご案内しています。もっとも、ご寄付は自由意思に基づくものなので、目標額はあくまでも目安にすぎません。

Q 募金の使い方って、誰が決めているの？

横浜市内で集まった募金は、いったん神奈川県共同募金会に集約されます。神奈川県共同募金会には、助成先を決定する「配分委員会」が設置され、自治会町内会連合会長など、地域のさまざまな立場の代表者が委員となり、市民が参加する形で助成先が決められています。



《令和6年度・共同募金PR大使》 就任

愛称：「ウタ」

メス(ホンダタヌキ・野毛山動物園)

問い合わせ先(募金事務局)

神奈川県共同募金会横浜市瀬谷区支会

横浜市瀬谷区二ツ橋町 469

せやまる・ふれあい館 2階

横浜市瀬谷区社会福祉協議会内

電話 361-2117/FAX 361-2328



令和6年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

令和2年から続いたパンデミックの状況下は、国内の経済活動はもとより国民の生活に大きな変化をもたらされました。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症による人々の行動制限が大幅に緩和されましたが、今なお、外出を控えて地域で孤立されている方々や、コロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々、さらに昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々など、さまざまな角度から社会的な課題が提起されています。

また、近年多発する大規模災害によって被災された方々は、これまで当たり前で生活していた環境が脅かされたことで、避難生活を余儀なくされています。

昭和22年“国民たすけあい運動”の一環として開始された共同募金運動は、戦後間もない混乱期の中で支援を必要とする方々への民間福祉活動を財政面で支えるために、募金・配分事業を通じて一定の成果を収めてきました。

ポストコロナ社会への転換期である今だからこそ、共同募金草創期の理念と役割を改めて認識することで、喫緊の社会的な課題にも即応しながら広く地域福祉を推進していくことが求められています。

ことしで78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

Ⅲ 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第 112 条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和 6 年 10 月 1 日(火)から 3 月 31 日(月)までの 6 カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12 月 31 日までの 3 カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1 月から 3 月までの 3 カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

Ⅳ 令和6年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第 119 条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和 6 年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和6年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,285万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億412万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,670万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 子ども食堂等を対象としたボランティアな活動支援事業	2,000万円
6. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
7. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
8. ポストコロナ社会における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
9. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	328.7万円
10. 県共同募金会が行う事業	8,055.3万円
11. 市区町村支会が行う事業	5,869万円

◆ 年末たすけあい募金

3億7,715万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

(2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。



また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。

- (4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
- (6) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようにボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用する方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。



4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。



5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事

の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合場で、チームキャラクターのバッジ募金をはじめ、コラボグッズ等による広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。



7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和6年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和6年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和7年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和6年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。



VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

払込取扱票

振替払込請求書兼受領証

99																				
口座記号番号																				
0	0	2	0	0	8	1	1	0	7	2	6	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名	社会福祉法人 神奈川県共同募金会 横浜市瀬谷区支会										料金	備考 免								
ご依頼人・通信欄	おとこゝろ・おなまえ																			
	<p>【自治会・町内会名：(番号)●●自治会】</p> <p>赤い羽根共同募金へのご協力ありがとうございます。</p> <p>お振込確認後、瀬谷区支会から領収書をお送りします。</p> <p>領収書送付先を下記にご記入ください。</p>																			
ご依頼人欄に、おとこゝろ・おなまえをご記入ください。(承認番号 東第62103号)											日									
これより下部には何も記入しないでください。											附									
											印									

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出しください。

口座記号番号	0	0	2	0	0	8		
加入者名	社会福祉法人 神奈川県共同募金会 横浜市瀬谷区支会							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
ご依頼人	おなまえ						様	
料金	(消費税込み)		日		附		印	
備考	円							

この受領証は、大切に保管してください。



ゆ 22 事統第 072611 号
2022 年 8 月 1 日

社会福祉法人 神奈川県共同募金会
会長 並木 裕之 様

株式会社 ゆうちょ銀行
事務部門 事務統括部長 傳 昭浩

無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について

申込みいただきました無料送金サービスの取扱いに係る審査結果を、下記のとおりお知らせ
します。

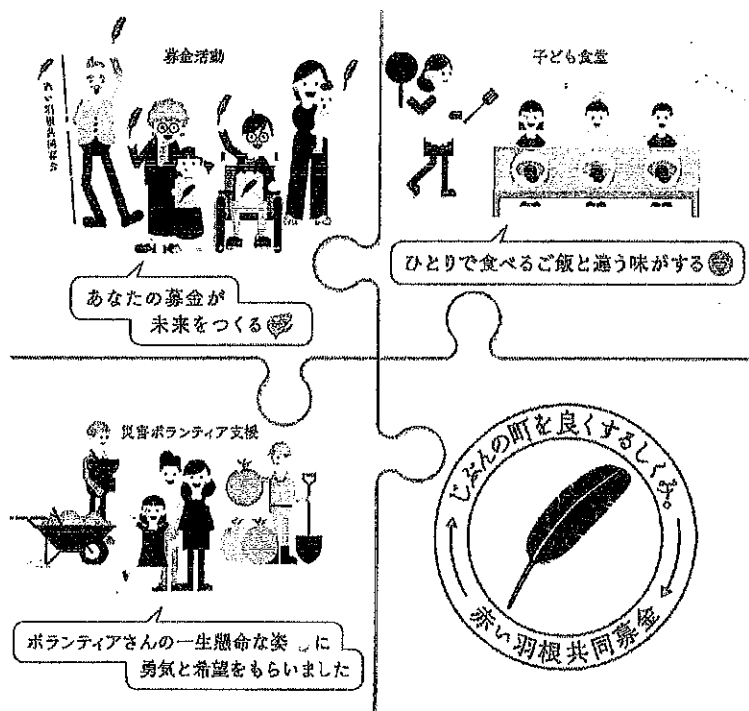
記

- 1 申請の種類
新規
 - 2 加入者名
社会福祉法人 神奈川県共同募金会
横浜市瀬谷区支会
 - 3 口座記号番号
00200-8-110726
 - 4 審査結果
承認 (社会福祉の増進を目的とする寄附金の募集について)
 - 5 料金免除取扱期間
2022年8月15日 (月) から通年
 - 6 無料送金サービスの範囲
ゆうちょ銀行の各店舗・郵便局の貯金窓口において、通常払込み (料金払込人負担 (青色の振替払込書)) での送金に限ります。
通常払込み (料金加入者負担 (赤色の振替払込書)) や、ATM・ゆうちょダイレクト等の窓口以外のチャネルによる送金は、本サービスの対象外です。
- ※ 都合により申請いただいた内容を変更する場合は、変更する1か月前までに都道府県共同募金会本部を通じ、弊行の担当エリア本部までお申し出ください。
※ 無料送金サービスのご利用には、郵便局窓口での取扱いを円滑にするため、専用払込書の作成にご協力ください。

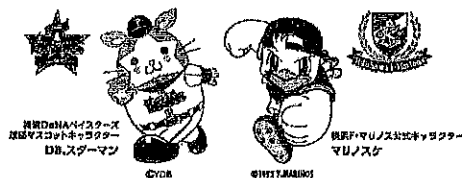
以上

ポスター掲示のご協力をお願いいたします
希望掲示期間:令和6年10月1日~12月31日

つながりをたやさない 赤い羽根共同募金



横浜DeNAベイスターズ、横浜F・マリノス
赤い羽根共同募金を応援しています



共同募金運動が
10月1日から始まります

詳しくはWEBを
ご覧ください



社会福祉法人神奈川県共同募金会



【事務局】

神奈川県共同募金会横浜市瀬谷区支会(担当:井原・萱野)
横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階
瀬谷区社会福祉協議会内
電話:361-2117 FAX:361-2328

区連会 9 月 説明 資料
令和 6 年 9 月 1 8 日
瀬谷区社会福祉協議会

令和 6 年 9 月 1 8 日

連合町内会自治会会長 各位

共同募金会横浜市瀬谷区支会
支会長 上田 三郎
日本赤十字社瀬谷区地区委員会
委員長 植木 八千代

共同募金・日赤会費「事務連絡費等」振込みについて（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、本会の運営につきましては多大なるご尽力、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事務連絡費等につきまして、次のとおり連合町内会自治会に振込致します。（単位町内会宛ではありません）入金指定口座をご確認いただき、別紙「請求書兼入金指定口座確認書」を 10月4日（金）までに、ご返送くださいますようお願いいたします。

1 団体費目ならびに金額

団体名	費目	金額（1連合あたり）
共同募金会瀬谷区支会	地域協力費	6,000円
日本赤十字社瀬谷区地区委員会	宣伝費	10,000円
	地区連絡費	10,000円
合計		26,000円

2 振込予定

令和 6 年 11 月上旬頃

3 送付書類

- （1）請求書兼入金指定口座確認書
- （2）返信用封筒

【問合わせ】

横浜市瀬谷区社会福祉協議会

共同募金担当：井原・萱野

日赤担当：川口

電話：361-2117

FAX：361-2328

請求書兼入金指定口座確認書

共同募金「地域協力費」・日赤「宣伝費」「地区協力費」
振込みにあたっては下記の口座にお振込みください。

共同募金会横浜市瀬谷区支会
支会長 上田 三郎 様
日本赤十字社瀬谷区地区委員会
委員長 植木 八千代 様

令和6年9月18日

地区団体名 ●●●●連合自治会

代表者名 ●●●● 印

団体費目ならびに金額

団体名	費目	金額
共同募金会瀬谷区支会	地域協力費	6,000円
日本赤十字社瀬谷区地区委員会	宣伝費	10,000円
	地区連絡費	10,000円
合計		26,000円

以上請求します。

<本会が把握している口座情報> ※口座に変更がある場合は下表<新指定口座>にご記入下さい。変更がない場合は記入の必要はありません。

入金指定銀行口座	
金融機関名	●●●●銀行 ●●●支店
口座番号	普通 No.●●●●●●
フリガナ	●●●●●●
名義	●●●●●●

<新指定口座>



入金指定銀行口座	
金融機関名	銀行 金庫 組合 支店
口座番号	普通 ・ 当座 No.
フリガナ	
名義	

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

- | | | |
|------------------|--------------------|----|
| (1) 保存パン 20 食入り | 1,100 箱 (22,000 食) | 程度 |
| (2) 水缶詰 24 本入り | 3,200 箱 (76,800 本) | 程度 |
| (3) おかゆ 20 食入り | 800 箱 (16,000 食) | 程度 |
| (4) クラッカー 70 食入り | 300 箱 (21,000 食) | 程度 |
| (5) スープ 45 食入り | 900 箱 (40,500 食) | 程度 |

【参考】

・保存パン

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2025 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約 2 kg

・水缶詰

- ① 1 箱当たりの本数：24 本
- ② 賞味期限：2025 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・おかゆ

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2025 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約 5 kg

・クラッカー

- ① 1 箱当たりの食数：70 食
- ② 賞味期限：2025 年 1 月または 2 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・スープ

- ① 1 箱当たりの食数：45 食
- ② 賞味期限：2025 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：21cm×29cm×24cm／約 1 kg

3 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

4 申込方法

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）から令和6年10月15日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

5 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

6 配布日時及び引渡場所

配布日は、令和6年11月20日、21日、22日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

7 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。
- (7) お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課

避難支援担当 森崎、福田

Tel.671-2011

災害用備蓄食料を

無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,100箱 (22,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2025年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ/重さ
32cm×40cm×12cm/約2kg



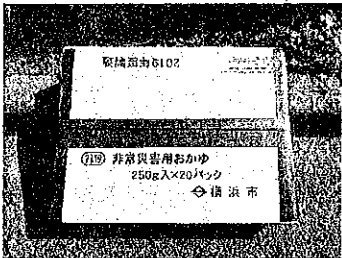
② 水缶詰 3,200箱 (76,800本) 程度

- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2025年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ/重さ
27cm×40cm×13cm/約8kg



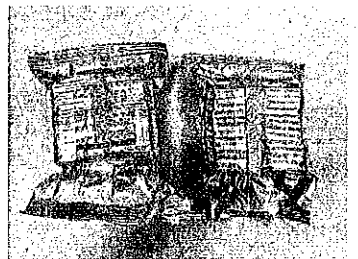
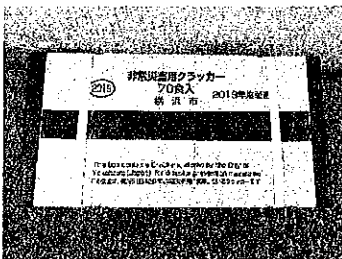
③ おかゆ 800箱 (16,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2025年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ/重さ
32cm×40cm×12cm/約5kg



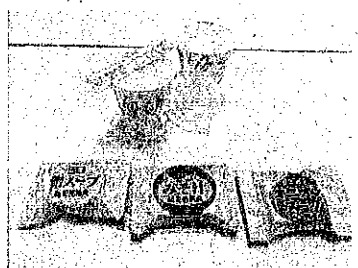
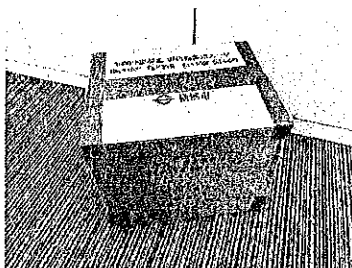
④ クラッカー 300箱 (21,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2025年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ/重さ
26cm×50cm×37cm/約7kg



⑤ スープ 900箱 (40,500食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：45食
(卵、オニオン、みそ汁 各15食)
- ・ 賞味期限：2025年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ/重さ
21cm×29cm×24cm/約1kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）～令和6年10月15日（火）

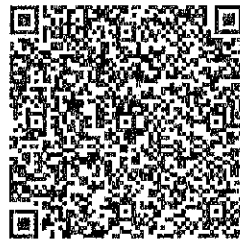
(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0df28285-3ca1-40eca9c3-51659bfb768a/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「申込番号」は、申込みの抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。（右の画面が表示されます）

申請の完了

サンプル

令和6年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

以下の日時に配布を行います。『横浜市電子申請・届出サービス』でのお申込みの際に、次の①～⑩の候補のうち、第3希望までお選びください。

①	令和6年11月20日(水)	10:00～11:30
②	令和6年11月20日(水)	14:00～15:30
③	令和6年11月21日(木)	10:00～11:30
④	令和6年11月21日(木)	14:00～15:30
⑤	令和6年11月22日(金)	10:00～11:30
⑥	令和6年11月22日(金)	14:00～15:30
⑦	令和6年11月25日(月)	10:00～11:30
⑧	令和6年11月25日(月)	14:00～15:30
⑨	令和6年11月26日(火)	10:00～11:30
⑩	令和6年11月26日(火)	14:00～15:30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト*に掲載しておりますので、ご確認ください。

*前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

団体の所在地	配布場所	住所
鶴見区 神奈川区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
西区 中区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
南区 港南区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
旭区 磯子区 金沢区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎南32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申し込んだ各団体様で処分をお願いします。
- キ お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

(電話) 045-671-2011

令和6年度 瀬谷区地域防災総合講座

迫り来る巨大地震に備える

共助、互近助と震災対策

講師

山村 武彦 氏
防災システム研究所 所長



講師プロフィール

1964年、新潟地震での災害ボランティア活動を契機に、防災と危機管理のシンクタンク「防災システム研究所」を設立。以来50年以上にわたり、国内外で発生する災害の現地調査を行っている。主に報道番組での解説や講演、執筆活動などを通じ、防災意識の啓発に取り組む。また、多くの企業や自治体の社外顧問やアドバイザーを歴任。連載は現代ビジネス「南海トラフ巨大地震」（講談社）等多数。著書は「南三陸町 屋上の円陣」等多数。

日時

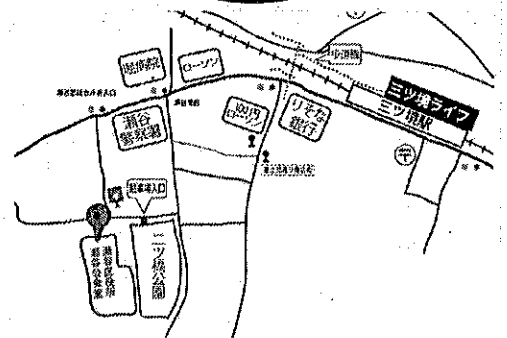
令和6年 **11月16日**（土）
10:00～11:30（9:30開場）

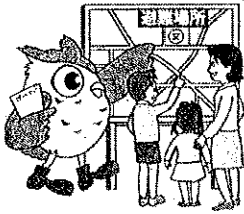
会場

横浜市瀬谷公会堂
瀬谷区二ツ橋町190

入場無料

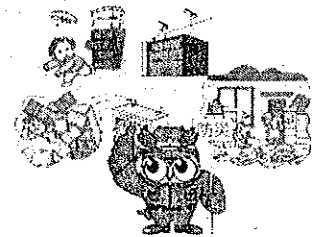
※駐車場の減免はありません。
公共交通機関をご利用ください。
※手話通訳、車イス用スペースあり。
利用を希望する方は申込書備考欄にご記載ください。





事前申込制・参加費無料 定員 先着490名

※席の空きがあれば当日参加もできます。



申込方法 以下①～③のいずれかの方法でお申し込みください

※申込期間 10月16日(水)から11月15日(金)まで

①横浜市電子申請・届出システムによる申込

※右記二次元コードからアクセスし、入力フォームに沿ってご入力ください。

※10月16日の申込開始にあわせて公開いたします。



②FAX(045-366-9657)による申込

下記申込欄に必要事項をご記入の上、このチラシをそのまま送信してください。

③持参による申込(瀬谷区総務課 39番窓口)

下記申込欄に必要事項をご記入の上、このチラシをそのまま持参してください。

氏名(代表者のみ)	ご住所	電話番号	他参加者
			人
備考(右に記載)			

※ 本講演会の開催にあたり収集した個人情報は受講者名簿の作成のほか、講演会の実施に必要な場合に利用し、本来の目的以外に利用又は提供をせず「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づいた保護及び適正管理を行います。

お問合せ先

横浜市瀬谷区総務課庶務係

TEL:045-367-5611

FAX:045-366-9657

mail:se-bousai@city.yokohama.jp

瀬総第548号
令和6年9月18日

各地区連合自治会町内会長

瀬谷区長

第24回「瀬谷区生き生き区民顕彰」の候補者推薦について（依頼）

秋晴の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、瀬谷区政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、瀬谷区では、区民に夢と希望を与え、元気づけてくれるような顕著な功績を挙げた個人又は団体を対象に、その功績を讃え、顕彰する瀬谷区生き生き区民顕彰を平成13年度から実施しており、今年度も実施いたします。

つきましては、瀬谷区生き生き区民顕彰制度の概要を御覧いただき、貴地区連合自治会町内会内で、候補者の御推薦をお願いいたします。

1 対象者

文化、スポーツ、福祉、保健、環境保全、自治会町内会運営その他の分野において活動を行った瀬谷区民（瀬谷区内に在勤・在学する者及び団体を含む。）で、その功績が特に顕著であった方々を顕彰の対象としています。

※国・県・市から委嘱された委員としての活動は除きます。

2 推薦の方法

「瀬谷区生き生き区民顕彰推薦書」に必要事項を御記入の上、地区連合自治会町内会長名にて御提出ください。

3 提出期限

令和6年10月17日（木）

4 提出方法

Email・郵送・FAX・窓口持参いずれかの方法で御提出ください。

5 審査結果

被顕彰者は、11月に開催する懇談会での意見を参考に決定します。

結果は、御推薦いただいた地区連合自治会町内会長様あて御通知いたします。

6 顕彰について

令和7年瀬谷区新年祝賀会の中で顕彰式を実施する予定です。

事務局：総務課庶務係 正田・辻

電話：367-5612 FAX：366-9657

Email: se-shomu@city.yokohama.jp

住所：〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地

瀬谷区生き生き区民顕彰制度の概要（令和6年度）

1 目的

瀬谷区民に夢と希望を与え、元気づけてくれるような顕著な功績を挙げた瀬谷区民（瀬谷区内に在勤・在学する者及び団体を含む。）に光を当て、その功績を讃え、顕彰することにより、活力ある元気な瀬谷区づくりを進めます。

2 顕彰の対象

文化、スポーツ、福祉、保健、環境保全、街づくり、防犯・防災、学術、自治会町内会運営その他の分野において、次の各号の一に該当する活動を行った瀬谷区民とします。ただし、第4号から第7号までについては前年の10月1日から当年の9月30日までの間に活動したものを対象とします。

- (1) 地域社会への貢献活動において、概ね10年以上継続し功績を収めたもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。
- (2) 地域社会への貢献活動において、市域でも他に例を見ない顕著な功績を収めたと認められるもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。
- (3) 単位自治会町内会又は地区連合町内会自治会の役員を5年以上務め、その円滑な運営に功績を収めたもの。ただし、自治会町内会長感謝会において表彰対象となるものは除く。
- (4) 全国大会に出場するなど抜群の成果・成績を収めたもの
- (5) 災害時等において被災者に対する支援又は区民の安全確保を行ったもの
- (6) 区民の名誉を高める行為があったもの
- (7) その他区長が顕彰に値すると認めたもの

※ 横浜市内において、他の要綱等により顕彰された方は、原則として顕彰は行いません。

※ (1)(2)の国・県・市から委嘱された委員とは、民生委員児童委員やスポーツ推進委員、青少年指導員等。

地域社会への貢献活動の表彰例

- (1) 概ね10年以上継続し功績を収めたもの。
 - ・登下校の児童の見守り活動
 - ・防犯パトロール隊
 - ・高齢者向け配食弁当ボランティア活動
 - ・福祉サロン等地域イベントでの演奏活動
 - ・定年後に地域で活躍してもらう場づくり
 - ・地域での防災拠点運営、防災訓練企画の継続
 - ・デイサービスでの華道指導ボランティア活動 等
- (2) 市域でも他に例を見ない顕著な功績を収めたと認められるもの。
(旧要綱「多大な功績が特に認められたもの」)
 - ・野良猫の繁殖防止と地域猫活動の推進
市内の中でも突出して多い手術頭数実績（市内全体頭数の約2～3割を占め最多）

瀬谷区生き生き区民顕彰要綱改正箇所

旧	新
<p>第2条（顕彰の対象）</p> <p>(1) 地域社会への貢献活動において、多大な功績が特に認められた者又は概ね10年以上継続し功績を収めたもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。</p>	<p>第2条（顕彰の対象）</p> <p><u>(1) 地域社会への貢献活動において、概ね10年以上継続し功績を収めたもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。</u></p> <p><u>(2) 地域社会への貢献活動において、市域でも他に例を見ない顕著な功績を収めたと認められるもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。</u></p>
<p>第3条（候補者の推薦）</p> <p>地区連合町内会自治会長並びに区内の小中学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、瀬谷区スポーツ協会会長及び瀬谷文化協会会長は、前条各号のいずれかに該当し、顕彰を受けるにふさわしいと認められる瀬谷区民を区長に推薦することができる。</p>	<p>第3条（候補者の推薦）</p> <p>地区連合町内会自治会長並びに区内の小中学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、瀬谷区スポーツ協会会長及び瀬谷文化協会会長 <u>(小学校及び中学校においては、瀬谷区が学区となっている区外の学校を含む。)</u> は、前条各号のいずれかに該当し、顕彰を受けるにふさわしいと認められる瀬谷区民を区長に推薦することができる。</p>

3 顕彰までの流れ

○候補者の推薦依頼（9月）

<依頼先>

各地区連合自治会町内会長・小学校長・中学校長・高等学校長・特別支援学校長
瀬谷区スポーツ協会会長・瀬谷区文化協会会長・瀬谷区各課

○推薦書の提出（10月17日（木）まで）

※自治会町内会からの御推薦につきましては、地区連合自治会町内会単位で取りまとめの上、事務局まで御提出ください。

○懇談会の開催（11月）

<委員>瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会会長・副会長、瀬谷区スポーツ協会会長、瀬谷区文化協会会長、瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会会長、瀬谷区青少年指導員連絡協議会会長、瀬谷区民生委員児童委員協議会会長、瀬谷区小学校・中学校長会代表、副区長、福祉保健センター長

○被顕彰者の決定（12月）

区長は、懇談会での意見を参考に被顕彰者を決定

○顕彰（令和7年1月5日予定）

顕彰状を授与し、記念品を贈呈（新年祝賀会において実施予定）

○広報掲載（令和7年2月）

広報よこはま2月号トピックス（瀬谷区版1面）に掲載

瀬谷区生き生き区民顕彰要綱

制 定 平成13年9月11日瀬総第138号

最近改正 令和6年9月1日瀬総第508号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、区民に夢と希望を与え、元気づけてくれるような顕著な功績を挙げた方々など、生き生きした瀬谷区民（瀬谷区内に在勤・在学する者及び団体を含む。以下同じ。）に光を当て、その功績を讃え、顕彰することにより、活力ある元気な瀬谷区をつくりあげていくことに寄与することを目的として実施する「瀬谷区生き生き区民顕彰」について、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2条 顕彰の対象は、文化、スポーツ、福祉、保健、環境保全、街づくり、防犯・防災、学術、自治会町内会運営その他の分野において、次の各号の一に該当する活動を行った瀬谷区民とする。第4号から第7号までについては、原則として、第7条で定める顕彰の日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの間に活動したものを対象とする。ただし、前年の9月30日から顕彰の日までに顕著な功績を挙げたものも対象とすることができるものとする。

- (1) 地域社会への貢献活動において、概ね10年以上継続し功績を収めたもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。
- (2) 地域社会への貢献活動において、市域でも他に例を見ない顕著な功績を収めたと認められるもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。
- (3) 単位自治会町内会又は地区連合町内会自治会の役員を5年以上務め、その円滑な運営に功績を収めたもの。ただし、自治会町内会長感謝会において表彰対象となるものは除く。
- (4) 全国大会に出場するなど抜群の成果・成績を収めたもの
- (5) 災害時等において被災者に対する支援又は区民の安全確保を行ったもの
- (6) 区民の名誉を高める行為があったもの
- (7) その他区長が顕彰に値すると認めたもの

(候補者の推薦)

第3条 地区連合町内会自治会長並びに区内の小中学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、瀬谷区スポーツ協会会長及び瀬谷文化協会会長（小学校及び中学校においては、瀬谷区が学区となっている区外の学校を含む。）は、前条各号のいずれかに該当し、顕彰を受けるにふさわしいと認められる瀬谷区民を区長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、瀬谷区生き生き区民顕彰推薦書（別記様式）によって行わなければならない。

(被顕彰者の決定及び懇談会の開催)

第4条 被顕彰者は、区長が決定する。

2 区長は、被顕彰者を決定するにあたり、区民の意見を参考とするために、瀬谷区生き生き区民

顕彰懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することができる。

3 懇談会の構成及び運営等について必要な事項は、別に要領で定める。

（顕彰状その他）

第5条 顕彰は、顕彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、予算の範囲内で記念品を併せて贈呈することができる。

（除 外）

第6条 第2条に該当するものであっても、既に横浜市内において他の要綱等により顕彰されたものは、原則として、この要綱による顕彰は行わないものとする。

（顕彰の時期）

第7条 顕彰は、原則毎年1月に開催される瀬谷区新年祝賀会の中で実施する。

（庶 務）

第8条 この事業に関する庶務は、瀬谷区総務部総務課庶務係において処理する。

（委 任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この顕彰に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成13年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

瀬谷区生き生き区民顕彰推薦書

瀬谷区長

推薦者 組織名

職・氏名

連絡先

瀬谷区生き生き区民顕彰要綱第3条の規定に基づき、次のとおり候補者を推薦します。

フリガナ		
氏名又は団体名 ※団体の場合は代表者職・氏名も記載		
連絡先 ※複数人の場合は全員の連絡先を記載(別紙可)	住所(所在地)	
	電話番号	
年齢(学年)又は団体設立年		
推薦理由 ※要綱上適合する理由に○をつけ、その具体的な活動内容と期間を記載	「第2条 顕彰の対象」に該当する理由	該当するものに○
	(1)地域社会への貢献活動において、概ね10年以上継続し功績を収めたもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。	
	(2)地域社会への貢献活動において、市域でも他に例を見ない顕著な功績を収めたと認められるもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。	
	(3)単位自治会町内会又は地区連合町内会自治会の役員を5年以上務め、その円滑な運営に功績を収めたもの。ただし、自治会町内会長感謝会において表彰対象となるものは除く。	
	(4)全国大会に出場するなど抜群の成果・成績を収めたもの	
	(5)災害時等において被災者に対する支援又は区民の安全確保を行ったもの	
	(6)区民の名誉を高める行為があったもの	
	(7)その他	
具体的な活動内容・活動期間		
この活動での過去の受賞歴等		

(注) 1 必要に応じて、資料を添えることができます。
 2 ご記入いただいた個人情報、本顕彰に係る事務にのみ利用させていただきます。

瀬谷区生き生き区民顕彰推薦書

瀬谷区長

推薦者 組織名 ○○連合自治会

職・氏名 ○○連合自治会長

●● ●●

連絡先 ***-***-****

連合自治会町内
会長名で、推薦を
お願いします。

瀬谷区生き生き区民顕彰要綱第3条の規定に基づき、次のとおり候補者を推薦します。

フリガナ	○○じちかい かいけい せや たろう	
氏名又は団体名 ※団体の場合は代表 者職・氏名も記載	○○自治会 会計 瀬谷 太郎	
連絡先 ※複数人の場合は 全員の連絡先を記載 (別紙可)	住所 (所在地)	瀬谷区 ○○町 * * - *
	電話番号	***-***-****
年齢(学年)又は 団体設立年	○○歳	
推薦理由 ※要綱上適合する理由 に○をつけ、その具 体的な活動内容と期 間を記載	「第2条 顕彰の対象」に該当する理由	該当す るもの に○
	(1) 地域社会への貢献活動において、概ね10年以上継続し功績を収めたもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。	
	(2) 地域社会への貢献活動において、市域でも他に例を見ない顕著な功績を収めたと認められるもの。ただし、国・県・市から委嘱された委員としての活動は除く。	
	(3) 単位自治会町内会又は地区連合町内会自治会の役員を5年以上務め、その円滑な運営に功績を収めたもの。ただし、自治会町内会長感謝会において表彰対象となるものは除く。	
	(4) 全国大会に出場するなど抜群の成果・成績を収めたもの	
	(5) 災害時等において被災者に対する支援又は区民の安全確保を行ったもの	
	(6) 区民の名誉を高める行為があったもの	
	(7) その他	
具体的な活動内容・活動期間		
(1) の例 地域の見守り活動を、○年から○年間継続して行い、通学路で毎日地域の子どもたちの安全指導や挨拶活動を行った。		
(2) の例 ○○の活動を○年から○年間実施し、市内でも随一の○○の実績をあげた。		
この活動での 過去の受賞歴等	なし	

顕彰する活動につい
て、具体的な内容を
記入してください。

(注) 1 必要に応じて、資料を添えることができます。

2 ご記入いただいた個人情報、本顕彰に係る事務にのみ利用させていただきます。

第23回 瀬谷区生き生き区民顕彰

令和6年1月6日

◇「瀬谷区生き生き区民顕彰」について

瀬谷区では、区民を元気づける生き生きとした活動をされている方に光を当て、その功績をたたえることで、元気な瀬谷区をつくろうと「瀬谷区生き生き区民顕彰」制度を設けています。

文化、スポーツ、福祉、保健、環境保全、街づくり、防犯・防災、学術、自治会町内会運営その他の分野で、その功績が特に顕著であった方々を顕彰します。

◇ 顕彰される皆様（敬称略、順不同）

地域社会への貢献活動

顕彰される皆様	活動内容または功績	御推薦者
山口 勇喜雄	三ツ境小学校児童安全見守り会 会長	三ツ境連合自治会 会長
亀井 由香	飼い主のいない猫（野良猫）の 繁殖防止と地域猫活動の推進	瀬谷北部町内連合会 会長
谷口 耕三	ひなた山地域防犯パトロール隊、 自主防災本部ブロックリーダー	南瀬谷自治連合会 会長
鈴木 誠	さくらの子応援隊	横浜市立瀬谷さくら小学校 校長
安藤 忠正	さくらの子応援隊	
管野 広章	さくらの子応援隊、 瀬谷さくら小学校区交流会役員	
盆子 繁子	日本詩吟学院師範として詩吟教室 を主宰	瀬谷区文化協会 会長
横浜市立阿久和小学 校閉校事業実行委員 会及び児童	閉校に向けた様々な地域との連携 活動	横浜市立阿久和小学校 校長

自治会町内会の円滑な運営への功績

顕彰される皆様	活動内容または功績	御推薦者
中原 文雄	大中東自治会 副会長 9年	阿久和南部連合自治会 会長
平田 清喜	山谷自治会 環境推進担当部長 10年	
町 謙次郎	瀬谷第一地区連合町内会 会計 6年	瀬谷第一地区連合町内会 会長
山田 勉	中原町内会 副会長 2年、理事 3年	
岩田 浩	東町町内会 会計 5年	
多川 勝	本郷第四自治会 副会長 6年	
眞鍋 浩	本郷第四自治会 副会長 6年	
大竹 かすみ	下瀬谷自治会 婦人部長 5年、総務 7年	瀬谷第二地区連合自治会 会長
武田 幸江	北新自治会 役員 6年、副会長 9年	
久保 弥生	橋戸北自治会 役員（書記・総務主任） 30年	
山田 信雄	楽老ハイツ自治会 副会長 8年	瀬谷第四地区連合自治会 会長
小林 治	相沢第一町内会 総務 20年	相沢町内連合会 会長
奥津 昇	相沢第七町内会 会計 26年、理事 2年	

全国大会などに出場

顕彰される皆様	活動内容または功績	御推薦者
加藤 茜	ヴィシー2023Virtus グローバルゲームズ 女子陸上 100m 第2位、200m 第5位	瀬谷区スポーツ協会 会長
瀬谷リトルリーグ	JA 共済杯 2023 全国選抜リトルリーグ 野球大会 第3位	
神奈川県立 横浜瀬谷高等学校 近藤 直杜	令和5年度特別国民体育大会(かごしま 国体)ゴルフ競技少年男子 団体戦 第1位、個人戦 第5位	神奈川県立 横浜瀬谷高等学校 校長
横浜隼人中学校 野球部	第40回記念全日本少年軟式野球大会 出場 ほか	横浜隼人中学・高等 学校 校長
横浜隼人中学校 女子卓球部	令和5年度全国中学校卓球大会 学校対抗優秀13校 入賞 ほか	
横浜隼人高等学校 女子卓球部	令和5年度全国高等学校総合体育大会 卓球競技 学校対抗 第5位、ダブルス 第3位	
横浜隼人高等学校 女子バレーボール部	第75回全日本バレーボール高等学校選 手権大会 出場 ほか	
横浜隼人高等学校 新体操同好会	令和5年度全国高等学校総合体育大会 新体操競技の部 団体 第11位	
横浜隼人高等学校 和太鼓部	第47回全国高等学校総合文化祭 鹿児島大会 出場	
横浜隼人高等学校 美術部	第47回全国高等学校総合文化祭 鹿児島大会 美術・工芸部門 出展	
横浜隼人高等学校 小屋松 恋	スポーツクライミング 第3回スピードユース選手権大会 優勝 ほか	
横浜隼人高等学校 池田 春汰	サッカー U-19 日本代表フランス遠征(2023年) ほか	

区連会 9 月 説 明 資 料
令 和 6 年 9 月 1 8 日
政 策 経 営 局 大 都 市 制 度 推 進 本 部 室
(市 連 会 9 月 説 明 資 料)

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1. 趣旨

新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

2. お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

シンポジウムにお誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

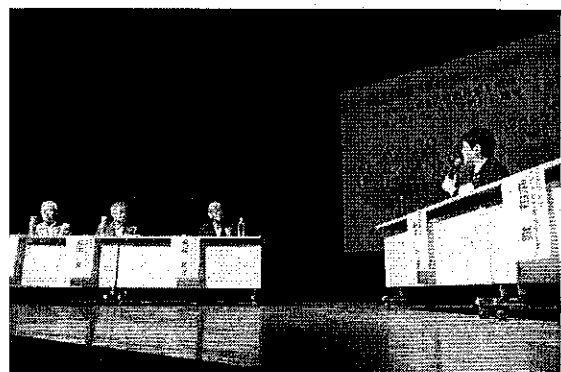
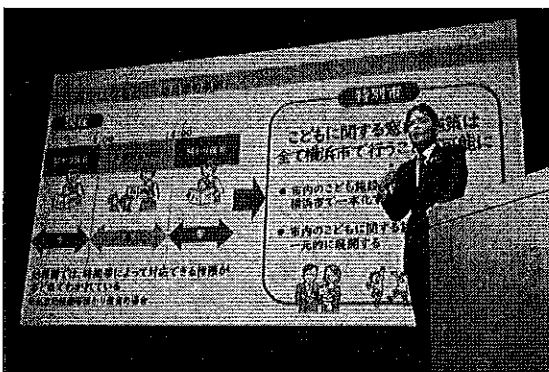
3. 特別市に関する地域説明会

地域活動にご尽力いただいている市民の皆様などを対象とした特別市の地域説明会を8月に泉区で開催しました。区連会の皆様のご協力もいただきながら、今後、各区で順次開催させていただく予定です。

<内 容>

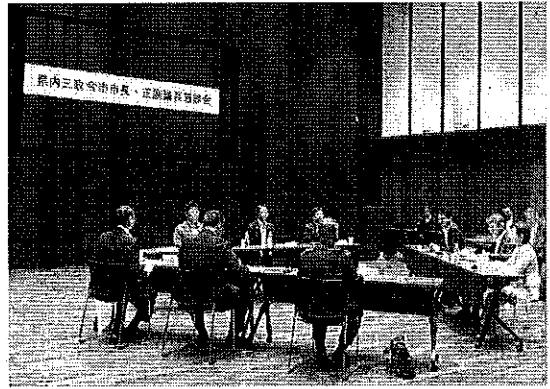
- 「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
- 意見交換・その他

<泉区の地域説明会の様子（8月28日開催 参加人数 約120人）>



4 県内三政令市で連携した取組状況

県内三政令市の市長・議長・副議長がともに足並みを揃えて連携している姿をアピールし、神奈川から特別市の法制化に向けた機運醸成を図るため、昨年度に続き2回目となる「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を、9月5日に開催しました。



懇談会では、特別市に関する3市の取組状況の共有や意見交換を行い、3市の市長・議長・

副議長連名で、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」(別添)を発信しました。

5 特別市シンポジウムの開催概要

「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象に11月にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にもシンポジウムの開催を予定しています。詳細については、改めてご案内させていただきます。

(1) 日程等

日時：令和6年11月23日(土) 14時00分～16時00分(開場13時30分)

会場：港南区民文化センター ひまわりの郷(港南区上大岡西1-6-1)

定員：250人(参加費無料)※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん(一橋大学教授)
第2部 座談会	山中 竹春 (横浜市長)
	原 日出子 さん(俳優)
	辻 琢也 さん(一橋大学教授)

(3) 申込方法

11月21日(木)までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集いたします。(ファクス(663-6561)でも申込み可)



お申し込みはこちら ▶▶

(4) その他

今月の各区の区連会において、ご案内させていただくとともに、配送ルートにより、各单位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付させていただきます。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山口・鈴木

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の 連携した取組推進に関する共同メッセージ

我が国は、少子高齢化や人口減少、大規模災害など決して避けることができない様々な課題を、一丸となって乗り越えていかなければならない。多くの自治体が消滅する可能性があると予測され、また、我が国経済は長きにわたる停滞により国際的地位も低下している状況にあるなど、このままでは、我が国が立ち行かなくなるという大きな危機意識を持っている。

こうした危機的な将来が予想される中、地方自治体が連携・協力して、持続可能な形で住民サービスを提供するとともに、大都市が我が国経済の牽引役を果たし、圏域の活性化と多極分散型社会の構築につながるよう、時代の要請に応じ、将来を見据えた地方自治制度の抜本的改革が必要である。

現行の指定都市制度は、旧特別市制度が府県の反対により廃止されたのち、暫定的な制度として創設されて65年以上が経過している。道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度となっていない。この間、市町村合併や地方分権の進展により、基礎自治体、とりわけ指定都市の規模・能力は拡大し、道府県との役割分担も変容している。指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、将来の我が国の危機も見据え、今後より一層、地域の実情を踏まえて、柔軟かつ迅速な大都市経営を図っていくことが求められている。

特別市は、効率的かつ機動的な大都市経営を推進するため、市域における全ての事務を一体的に担う新たな大都市自治体の姿であり、市民に大都市制度の新たな選択肢を用意するものである。その効果は特別市の市民のみに留まらず、近隣市町村との連携による持続可能な強い圏域づくりや多極分散型社会の構築など、我が国全体にもプラスの効果をもたらす。また、将来を見据え、地域全体として持続可能な行政サービスを提供する体制を整えることが望まれる中、特別市が自立した大都市経営を行うことにより、道府県は特別市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能となる。

600万人を超える住民を擁する横浜市、川崎市、相模原市の三市では、地域の実情を踏まえて大都市制度を選択できるようにするため、これまで三市で連携して、特別市の法制化の早期実現に向けた取組を進めている。一方で、神奈川県においては、「住民目線から見て特別市を法制度化することは妥当でない」との见解を示し、住民に選択肢を与える姿勢を示さず、当該制度の法制化すら反対している状況にある。

三市が提案している特別市制度は、我が国の危機感に対する新たな制度改革の提案であり、決して大都市のごとだけを考えてものではない。そのことを広く市民、県民の皆様にご理解いただくため、住民目線の分かりやすい発信を進めていく。

特別市制度の創設は、持続可能な未来の実現に資するものであることを我々は強く認識し、県内の指定都市三市はさらに連携を強化し、ここ神奈川から新しい地方自治の形として「特別市」の法制化の早期実現を目指す取組を加速していく。

令和6年9月5日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	鈴木 太郎
		横浜市会副議長	福島 直子
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	青木 功雄
		川崎市議会副議長	岩隈 千尋
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	古内 明
		相模原市議会副議長	大崎 秀治

～「特別市」シンポジウム～

横浜の未来を用意する

特別市の法制化へ

ミライへの 選択肢

参加費無料

定員 **250**名

(事前申込制)

2024年(令和6年)

11/23 土

14:00～16:00 (開場13:30)

港南区民文化センター ひまわりの郷

京急線、市営地下鉄ブルーライン 上大岡駅下車
ウイング上大岡うえ(4F)



参加申込みはこちら



山中竹春

第1部：基調講演

辻 琢也さん (一橋大学教授)



原日出子さん

第2部：座談会

山中竹春 × 原日出子さん × 辻 琢也さん

横浜市長

俳優

一橋大学教授



辻 琢也さん

主催

横浜市

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

問合せ

横浜市政策経営局制度企画課

TEL. 045-671-2952

横浜の未来を用意する 特別市の法制化へ

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。



登壇者プロフィール

山中 竹春

横浜市長



1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜国立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。

原 日出子さん

俳優



1979年、「夕焼けのマイ・ウェイ」で映画に初出演する。1981年、NHKの連続テレビ小説「本日も晴天なり」の主演に抜擢され注目を集める。2001年「パートナー・オブ・ザ・イヤー」、2019年第33回高崎映画祭最優秀主演女優賞を受賞。近作の主な出演作は「余命10年」、「大いなる不在」など。

辻 琢也さん

一橋大学大学院
法学研究科教授



東京大学大学院博士(学術)
専門分野:行政学・地方自治論
主な役職:内閣府「税制調査会」委員、
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、
横浜市大都市自治研究会座長、
第30次・第31次地方制度調査会委員、
指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー

お申込み方法

申込締切：11月21日(木)

※申込者多数により参加不可の場合は
11月22日(金)までに連絡します。

1 WEBから
申込みフォーム▶



2 FAXから
045-663-6561

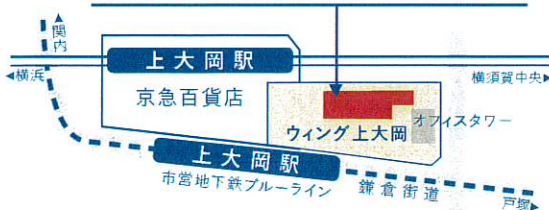
右の「FAX申込用記入欄」にご記入の上ご送信ください。

アクセス

港南区民文化センター ひまわりの郷

(港南区上大岡西1-6-1)

ウイング上大岡うえ4階屋上広場に出入口があります



・シンポジウムに関しまして、会場へのお問い合わせはご遠慮ください。
・ご来館の際にはできるだけ、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

FAX申込用記入欄

フリガナ

氏名

電話番号

メールアドレス

年代 19歳以下 20代 30代 40代
 50代 60代 70代 80代以上

居住地 横浜市内()区 神奈川県内 神奈川県外

アンケート ①「特別市」について、知っていますか?
 名称も内容もよく知っている
 名称は知っているが、内容は知らない
 名称も内容も知らない
② 特別市について、質問があれば自由にご記載ください。

希望の方のみ 車いす席 手話通訳 筆記通訳

※参加証はございません。
※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

区連会 9 月 説明資料
令和 6 年 9 月 18 日
都市整備局企画課

「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定」 改定素案の説明会開催等について【情報提供】

1 趣旨

本市では、都市づくりの方針である「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）※」について、現行プランが令和7年に目標年次を迎えることから、現在、令和7年度の改定を目指して検討を進めています。

このたび、改定素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※：横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）

- ・市町村の都市計画の基本方針
- ・市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール

2 お願いしたいこと

9月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）について、以下のとおり配布等を行いますので、ご承知おきください。

3 リーフレットの主な内容

- ・改定素案の概要について ……P2～5
- ・改定素案の閲覧・パブリックコメント等について ……P6
- ・改定素案の説明会（会場、日程等）について ……P7

4 リーフレットの配布等について（予定）

①市庁舎 29 階（都市整備局企画課）、市庁舎 3 階（市民情報センター）

各区役所（区政推進課）、横浜市ホームページ掲載 …… 9月下旬より配架・掲載

②PRボックス …… 9月下旬より順次配架

【担当】都市整備局企画課 石川、東

【連絡先】671-3749

案

横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）

素案説明会・パブリックコメント実施のお知らせ



郵便はがき

231-8790

005

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10

市庁舎29階

横浜市都市整備局企画課

パブリックコメント担当 行



● 回答されるあなたの情報を教えてください。

住所

- 横浜市(区) 市外
 ※ 市内に在学・在勤の方は下に☑を入れてください。
 在学 在勤

年代

- 10代以下 20代 30代 40代
 50代 60代 70代以上

令和6年9月
都市整備局企画課

TEL: 045-671-3749
FAX: 045-664-4539

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

横浜市

©Yokohama Visitors



「横浜市都市計画マスタープラン」とは？

2040年の横浜の姿

を描く、都市計画に関する基本的な方針

改定のポイント

将来の都市像

1 横浜が率先して脱炭素社会を実現する

脱炭素への意識や行動を横浜から変えていく。
2050年の脱炭素化に向けて、都市づくり全般において脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

2 各地域の魅力高め、子育てしたいまちを実現する

緑豊かな住宅地、横浜らしさを象徴する水際線、活気あふれる商店街、地域の歴史を伝える古民家。18区の個性が集まる横浜の魅力さをさらに高め、広く発信していく。横浜の多様な魅力をさらに高めることで子育て世代をはじめ、あらゆる世代が成長と豊かさを感じられるまちづくりに取り組みます。

都市づくりのテーマと方針

3 身近でわかりやすい5つのテーマで構成

市民や企業の皆様が2040年の横浜のありたい姿を自分事としてイメージしていく。協働で都市づくりを進めていくツールとするため、市民生活や企業活動に身近でわかりやすい【経済・暮らし・にぎわい・環境・安全安心】という、5つのテーマで新たに構成します。

実現に向けて

4 適切な規制緩和などにより投資を積極的に呼び込む

時代や社会のニーズを捉え、都市をアップデートし続けていく。持続的な成長を促していくため、適切な規制緩和などにより都市づくりの投資を積極的に呼び込みます。

5 公共空間の柔軟な利活用によりまちを使いこなす

市民や企業の皆様がまちを使いこなす、新たな価値を生み出していく。市民や企業の皆様の優れた取組やアイデアを実現するため、公共空間などを柔軟に利活用していきます。



会場・開催日時

旭公会堂 旭区鶴ヶ峰1-4-12 令和6年10月14日(月・祝) 14時開始 	磯子公会堂 磯子区磯子3-5-1 令和6年10月15日(火) 19時開始
開港記念会館 中区本町1-6 令和6年10月16日(水) 19時開始 	都筑公会堂 都筑区茅ヶ崎中央32-1 令和6年10月17日(木) 19時開始

手話通訳について

● 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請・届出システムから申請、メール、若しくはFAXでのご連絡をお願いします。

オンライン

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/57931e74-d8d2-4472-bc95-239765977c6f/start
 メール tb-toshimas@city.yokohama.jp
 FAX 045-664-4539

※各会場駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
 ※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

オープンハウス形式

横浜市庁舎 1階市民協働スペース

中区本町6-50-10

令和6年10月21日(月) 14時~19時

※寄り みなとみらい線馬車道駅、JR・市営地下鉄桜木町駅

オープンハウス形式とは、

説明パネル等の展示と併せ、担当者が皆様の質問に対して説明をさせていただく形式です。

開催時間内のご都合の良い時間にいつでもお越しください。



ご意見のある項目に☑を入れ、下にご記入ください。
 (複数選択可) ※項目がわからない場合は、ご意見のみご記入ください。

はじめに

はじめに

第1章 将来の都市像

- 目指す都市の姿
- 都市づくりの基本理念
- これまでの都市づくりのあゆみ
- 都市構造

第2章 都市づくりのテーマと方針

- 経済
- 暮らし
- 環境
- 安全安心
- にぎわい

第3章 実現に向けて

- 多様な主体との連携
- デジタル技術の活用
- 都市のデザイン
- 土地利用制度の戦略的な活用

こちらにご意見をご記入ください。

1 経済

1 産業の拠点づくりとブランド強化

- 都心部での地域特性を生かした業務機能の強化 ● 国際競争力の強化に向けた産業機能の強化
- 産業エリアのまちづくりと連動したブランディング
- 今後重要性の高まる分野を見据えた産業育成

2 革新(イノベーション)と創造(クリエイション)の創出

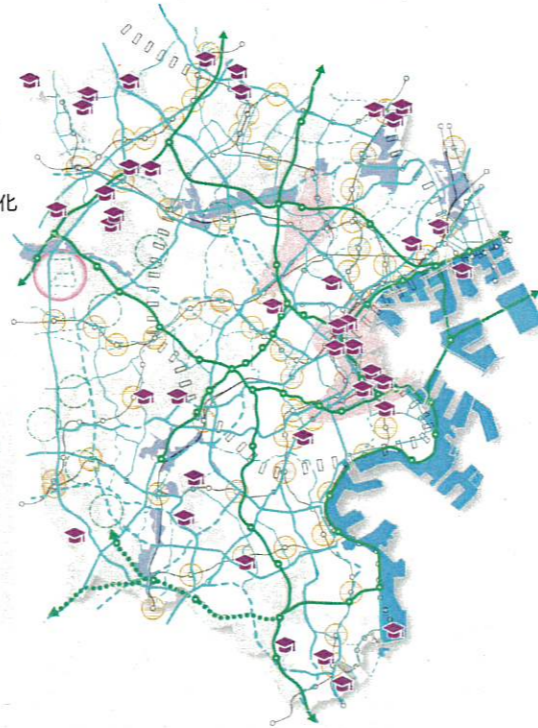
- 脱炭素等の社会課題の解決や先端技術の研究開発の促進
- 更なる企業集積と合わせたオープンイノベーションの場と機会の創出
- 創造や出会いの場となる環境整備
- 地域経済の循環を促す身近な働場の創出
- キャンパスや周辺地域の特性を踏まえた、大学とまちとの連携強化
- 大学等の再投資や機能強化の推進

3 ネットワークの強化と戦略的な土地利用

- 着実な基盤の整備・保全によるネットワーク形成・強化・維持
- 道路や鉄道などの立地ポテンシャルを生かした戦略的な土地利用

経済の方針図

- 都心部
- 臨海部
- 内陸工業集積地域
- 郊外部の活性化拠点
- 主要駅
- 大学
- 鉄道
- 高速道路
- 幹線道路



2 暮らし

1 多様な暮らしかた・働きかたの実現

- 多様な機能の充実 ● 適正な高度利用や用途の誘導などによる、
- 新たな図書館像の実現 ● 地域特性に応じた住環境の整備

2 みんなが活躍できる場と機会の創出

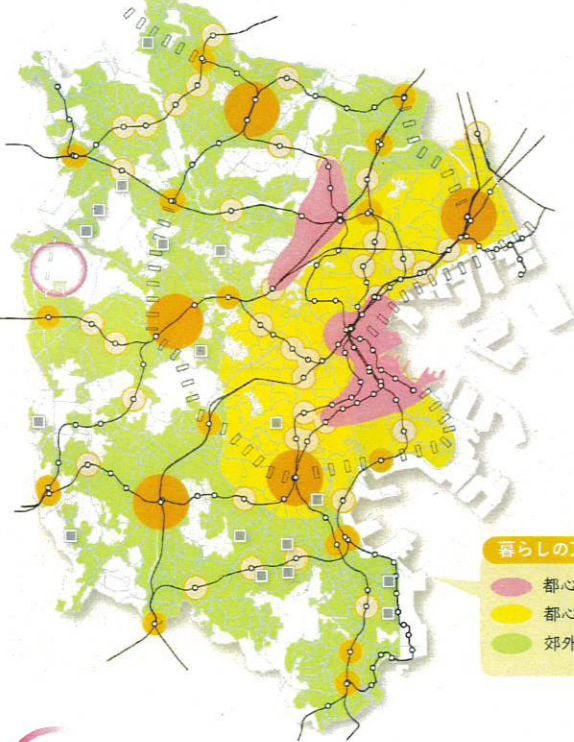
- 暮らしに身近なオープンスペースの柔軟な利活用
- 質の高いリノベーションやコンバージョンの誘導
- 地域活力の再生につながる総合的な空家等対策の推進
- 郊外大規模団地や郊外住宅地の再生 ● 地域活動の拠点づくりの推進

3 きめ細かな移動手段の導入等によるアクセス向上

- 持続可能な地域交通の実現 ● 多様な移動手段に対応した通行環境整備
- 地域情報等へのアクセス環境の充実

暮らしの方針図

- 都心部
- 都心・臨海周辺部
- 郊外部
- 地域拠点
- 交通結節機能の高い拠点駅
- 利便性の高い鉄道駅
- 郊外部の活性化拠点
- 郊外大規模団地
- バス
- 鉄道(供用中)
- 鉄道(構想中)



3 にぎわい

1 国内外の来街者を惹きつける、にぎわい拠点の形成

- 横浜都心及び新横浜都心の商業・文化・娯楽・観光機能の更なる集積
- 土地利用転換等を契機とした拠点の形成
- 国際都市として多くの人を惹きつける、多様なコンテンツと連携した更なるにぎわいの場づくり

2 市民の愛着を育む、地域のにぎわいづくり

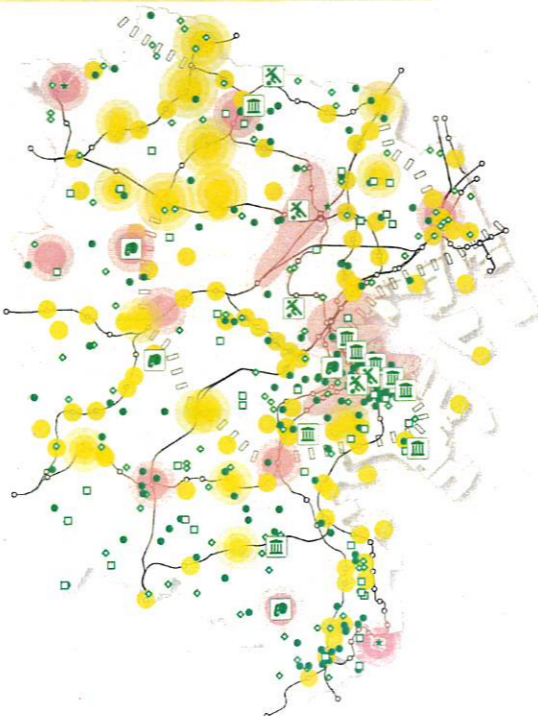
- 地域ごとの資産・個性を生かしたにぎわいの創出や地域活力の向上
- 既存ストックを利用した地域の交流・にぎわいの場づくり
- 文化芸術による都市空間の創造的な活用

3 ワクワクが途切れない、快適な滞在空間・移動環境づくり

- 地域住民や来街者一人ひとりのニーズに対応する更なる回遊性・移動環境の向上
- 公共空間の積極的な利活用 ● 夜も朝も楽しめる環境づくり
- 地域のブランド形成による交流人口や関係人口の拡大

にぎわいの方針図

- にぎわいの核
- 地域らしい広がりを持ったにぎわい
- 地域固有のにぎわい
- 動物園
- 代表的な公園
- 集客施設
- 大規模スポーツ施設
- 美術館・博物館
- 歴史的な建造物等
- ヨコハマ市民まち普請事業



4 環境

1 自然を身近に実感できるまちづくり

- 海や河川、公園等、水・緑を身近に感じ、地域を活性化させる新たな交流や潤いが生まれるまちづくりの推進
- 潤いや安らぎを身近に感じられる都市景観の形成

2 水・緑の魅力を高めるまちづくり

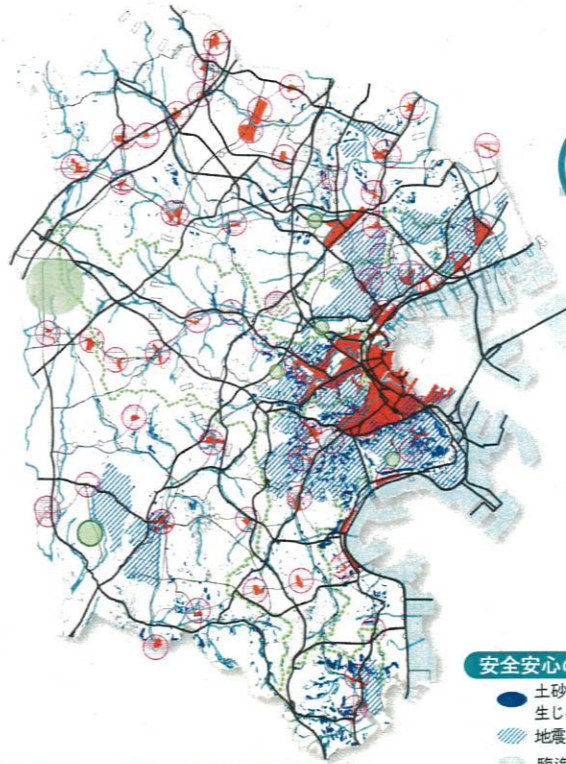
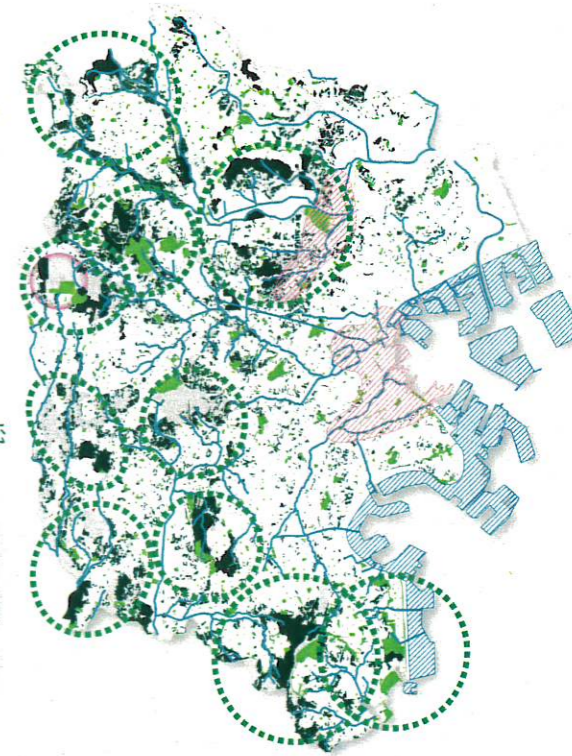
- 地域の魅力が生きたる多様な豊かな自然的環境や景観の保全・創出
- 多様な生き物が生育・生息できる環境の形成
- 都市と農・緑が共生するまちづくりの推進

3 持続可能な未来と豊かな生活につながる、気候変動への対応

- 日本をリードする脱炭素化に向けた、建築・まちづくりの推進
- 環境負荷の低減につながる交通インフラ等の形成
- 気候変動への適応策の推進
- 循環型の都市環境の構築
- 環境課題や社会課題の解決に向けた取組の推進

環境の方針図

- 緑の10大拠点
- 樹林地・農地・緑等
- 都市公園
- 郊外部の活性化拠点
- 都心部
- 臨海部
- 河川



5 安全安心

1 まちの特性に応じた災害への備え

- 地域の個性や立地条件を踏まえた地震や火災への対策
- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害への対策
- 都市における多様な災害への対策
- 災害リスクの低減に向けた土地利用の誘導と安全な市街地の形成

2 災害時の都市機能の確保と円滑な復興

- インフラの強靱化や広域的な防災拠点の整備
- 安全な避難先や避難路の確保
- 円滑な復興まちづくりにつながる市民の意識醸成やまちづくり活動の推進

3 日常から「もしも」に備えるまちづくり

- 自助・共助の体制強化
- 日常の取組が災害時にも生きるフェーズフリーなまちづくり

安全安心の方針図

- 土砂災害により、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域
- 地震火災の広がるおそれの高い区域
- 臨海部
- 緊急輸送路(1次)
- 緊急輸送路(2次)
- 主要駅
- 都市機能が集中している区域
- 広域防災拠点
- 主な広域応援活動拠点

実現に向けて

- 目指すべき都市像の実現にあたり、次の手法や視点を重視しながら、都市づくりを推進していきます。



4 土地利用制度の戦略的な活用

土地利用に関する規制を緩和・見直すことで、民間企業の技術力や経営能力、資金力を最大限に生かせる環境を創り出します。

戦略的な活用のイメージ(参考)

- 業務・商業機能の集積に向けた高度利用の誘導
- 研究開発環境の整備につながる用途規制の見直し
- 郊外部等の主要駅周辺への居住誘導
- 脱炭素のまちづくりに向けた土地利用誘導
- 都心機能強化につながる居住機能の立地誘導
- 大学の機能強化に向けた土地利用誘導
- 都市機能と農業機能を強化する土地利用誘導



令和5年 横浜市都市計画審議会より「改定の基本的考え方」についての答申を受領

今回お知らせする内容

令和6年 都市計画マスタープラン改定素案
10月1日~31日 **閲覧・パブリックコメント** 実施 (p6)

令和6年 都市計画マスタープラン改定素案
10月14日~21日 **説明会開催** (p7)

- パブリックコメントでいただいたご意見の内容及びそれに対する本市の考え方の公表 (12月頃公表予定)
- 案の閲覧及び意見書の受付
- 横浜市都市計画審議会、都市計画マスタープランの公表 (※令和7年度公表予定)

素案の説明動画・素案の閲覧方法

都市計画マスタープラン改定素案の
説明動画を配信します。

● 説明動画はこちらから (※説明会と同様の内容です)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kan/kyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaiteikentou.html#douga>



○ 素案の閲覧はこちらから

オンライン

次のURL、二次元コードからご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kan/kyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaiteikentou.html#soan>



紙面での閲覧場所

- | | |
|---------|---|
| 横浜市庁舎 | ① 3階 (市民情報センター)
② 29階 (都市整備局企画課) |
| 各区役所 | 広報相談係 |
| 素案説明会会場 | ※素案説明会開催時のみご確認ください。
場所・時間は次ページ「素案説明会会場」をご確認ください。 |

素案に対する意見の提出方法

提出期間 令和6年10月1日 (火) から令和6年10月31日 (木) まで

● オンライン【推奨】 (横浜市電子申請・届出システム)

次のURL、二次元コードからオンライン入カフォーム (横浜市電子申請・届出システム) へアクセスいただき、ご提出ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a50bfe11-fe59-4c45-8854-dcdaf26d3684/start>



○ その他の提出方法

- | | |
|-------|--|
| 電子メール | tb-toshimas@city.yokohama.jp |
| 郵便 | 次ページのはがきを切り取ってお送りください。切手は不要です。(当日消印有効) |
| FAX | 045-664-4539 |

意見提出の注意事項

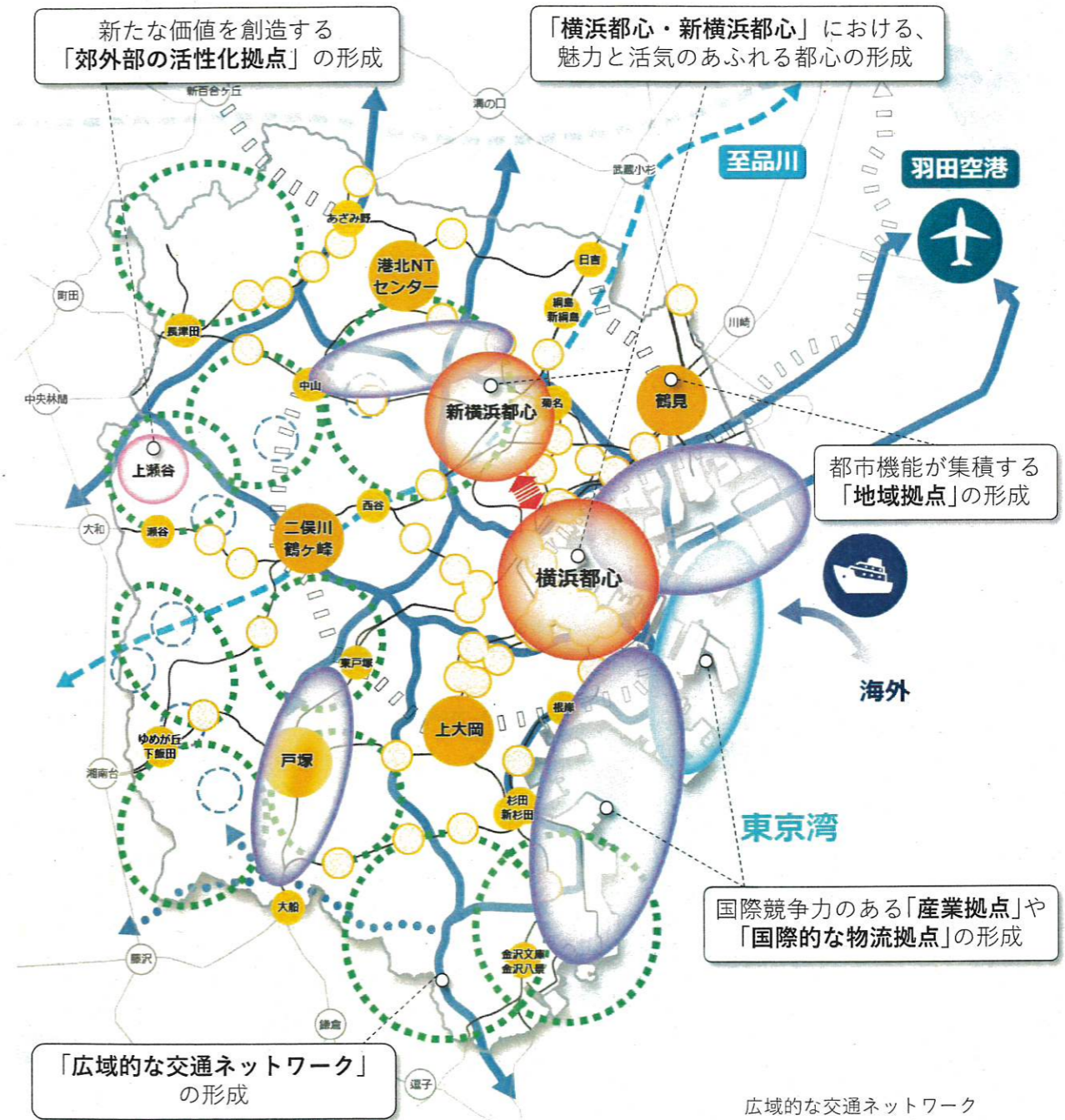
- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見はお受けできません。
- いただいたご意見は、個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表します。個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本パブリックコメントに関する業務にのみ利用します。

都市づくりの基本理念

未来をひらく 次世代に誇れる都市づくり

幸福な市民生活の実現、企業活動による持続的な経済成長を、豊かな自然環境と共生しながら支えていく都市

都市構造図



- | | |
|---|---|
| <p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜都心・新横浜都心 地域拠点 (業務・商業機能等のストックを有し、都心を核とした交通ネットワークの拠点) 交通結節機能の高い拠点駅 (複数の鉄道路線等からなる交通ネットワークを有する鉄道駅) 利便性の高い鉄道駅 (1日の乗降客数が概ね2万人以上の鉄道駅) 産業拠点 国際的な物流拠点 郊外部の活性化拠点 緑の10大拠点 | <p>広域的な交通ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路 高速道路 (事業中) 高速道路 (構想中) ※自動車専用道路をいう 新幹線 (東海道新幹線) 新幹線 (中央新幹線 (リニア)) 鉄道 (供用中) 鉄道 (構想中) |
|---|---|

区連会 9月説明資料
令和6年9月18日
瀬谷区 区政推進課瀬政第854号
令和6年9月18日

自治会・町内会長・代表者 各位

瀬谷区 区政推進課長
吉原 秀典

令和6年度広報紙配布謝金支払に伴う関係書類の提出について（依頼）

清秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、瀬谷区政並びに広報紙配布事業へご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「広報よこはま」等広報紙の配布謝金は、実際に配布いただいた組数に基づきお支払させていただいているため、年2回の半期ごとの支払時期に、配布組数確認をお願いしています。

つきましては、令和6年度上半期分謝金の支払いのため「広報紙配布組数（上半期分）調査票」に、実際に配布していただいた組数をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご提出ください。

また、ご指定の口座に謝金をお振込みいたしますので、「口座振替申出書」に必要事項をご記入いただき、「広報紙配布組数（上半期）調査票」とともに、お送りいただきますようお願いいたします。

なお、上半期分謝金につきましては、期限内に書類をご提出いただいた場合、ご指定いただいた口座へ10月末にお支払いする予定です。通帳には「セヤクハイフシャキン」と記載されますのでご確認ください。

1. 提出依頼書類

- ・広報紙配布組数（上半期分）調査票
- ・口座振替申出書

2. 提出期限

令和6年10月4日（金）必着

（参考）1部あたりの単価

4、6、7、9月…広報よこはま9円+県のたより8円=17円

5、8月…広報よこはま9円+県のたより8円+ヨコハマ議会だより4円=21円

【担当】瀬谷区 区政推進課 広報相談係
綱島、神内、鴨下

TEL : 367-5636 FAX : 365-1170

(見本)

令和6年度広報紙配布組数(上半期分)調査票

令和6年 月 日

配布団体名 _____

代表者氏名 _____

(電話 _____)

令和6年度上半期(4月～9月)分の広報紙配布組数について、次のとおり報告します。

対象月	配布組数※	報告組数
4月	〇〇〇	()
5月	〇〇〇	()
6月	〇〇〇	()
7月	〇〇〇	()
8月	〇〇〇	()
9月	〇〇〇	()
計	〇〇〇〇	()

※配布組数は、区役所で把握している組数です。報告組数の()欄に、実際の配布組数を記入してください。

※世帯数(会員数)と報告組数に大きな相違がある場合は、確認の連絡をさせていただきますことがありますので、ご了承ください。

令和6年10月4日(金)までに、口座振替申出書とともに同封した返信用封筒により提出をお願いします。

(見本)

整理番号

口座振替申出書

令和6年 月 日

瀬谷区長

団体名 _____

〒 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

(電話 _____)

令和6年度広報紙配布謝金は次の口座に振り込みで支払いをお願いします。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 出張所 本店
口座種目	1 普通 2 当座	
口座番号		
口座名義人	(フリガナ)	
	(通帳に記載されているとおり記入してください)	

※口座名義人が会長（代表者）以外の場合は記入願います。

上記口座の広報紙配布謝金の受領に関する権限を委任します。

委任者（代表者名） _____ 印

【注意事項】

- 1 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 2 会長（代表者）または預金通帳記載事項に変更があった場合は、速やかに口座振替申出書を再提出してください。

【広報紙配布謝金にかかる振込予定のお知らせの送付について】

※振込予定のお知らせは、上半期分は令和6年10月下旬頃、下半期分は令和7年3月下旬頃に送付します。送付を希望する場合は、チェックしてください。

希望する

9/29(日)
10時~16時

(雨天中止)

第3回

輝き

フェスティバル

※中止の場合は、区役所ホームページ及び現地に掲示します。

場所：瀬谷駅北口駅前広場

午前の部	演目	出演団体
10:00	太鼓演奏 引き続き 開会式	中屋敷太鼓連 華響麗舞
11:00	チャリーテイング	横浜体育クラブ
11:30	トーンチャイム など	上瀬谷小学校 5年生・支援級
12:00	トリオ・シンフォニア (ヴァイオリン・フルート・ピアノ)	あじさいプラザ



昼休み 12:30~13:30

午後の部	演目	出演団体
13:30	太鼓演奏	本郷第一子ども太鼓部
14:00	ハワイアンフラダンス	ククイ オハナ
14:30	タップダンス	TAP DANCERS 2024
15:00	吹奏楽演奏	瀬谷中学校吹奏学部
15:30	閉会式	
16:00	閉会	



瀬谷駅南口広場
同時開催

花絵の展示
子どもの遊び場

南北自由通路

あじさいプラザ

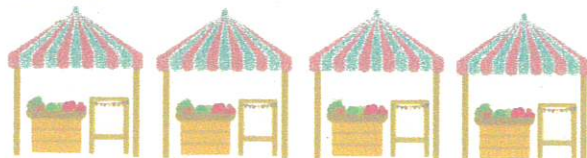
福祉作業所による
販売

わたしの好きな
どうぶつ展

=テント=
マルエツ、イトーヨーカ堂、ハックドラッグ、
瀬谷第一地区連合町内会、相模鉄道、
中屋敷地域ケアプラザ、瀬谷区区政推進課

いちよう通り商店街・瀬谷銀座通り商店街 出店

お問い合わせ先
瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会
事務局：瀬谷区役所 区政推進課内
Tel:367-5632 fax:365-1170



瀬谷区民文化センターあじさいプラザにおける マイナンバーカード出張申請サポートの実施について

1 趣旨

瀬谷区民文化センターあじさいプラザでご自身やご家族などのマイナンバーカード申請のお手伝いや受取方法等に関するご案内、無料の顔写真撮影を行います。

今回実施分にて今年度のマイナンバーカード出張申請サポートが終了となりますので、まだ申請されていない方は是非この機会にお越しください。

2 会場及び日時

瀬谷区民文化センター あじさいプラザ3階 ギャラリー1
令和6年10月15日（火）～10月28日（月）12：00～20：00

3 実施内容

マイナンバーカードの申請・受取に関する相談及び申請サポート業務

4 持ち物

二次元コード付交付申請書か通知カードをお持ちいただくと申請までのお手続きがスムーズです。

※申請書や通知カードがない方も、お手続きできます。

5 申込方法・申込先など

事前申込不要



瀬谷区マイナンバー
カード出張申請
サポート HP

【問合せ先】

瀬谷区マイナンバーカード

出張申請サポート専用ダイヤル

Tel 080-2006-3152 (受付 12:00～20:00)

マイナンバーカード 出張申請 サポート

瀬谷駅
直結

予約
不要

～身近な施設が申請窓口になります～

開催
場所

瀬谷区民文化センター
あじさいプラザ3階 ギャラリー1



開催
日時

9月3日(火)～9月16日(月) 12:00～20:00

※9月10日(火)施設休館日を除く

10月15日(火)～10月28日(月) 12:00～20:00

健康保険証として利用できる



コンビニで
住民票の写しなどの
公的な証明書を
取得できる



顔写真付きの
本人確認資料
として利用できる



内容

申請書の記入をお手伝い

スムーズに申請できるよう、
申請書の記入をサポートします



無料で顔写真を撮影

申請に必要な顔写真を撮影
(正面、無帽、無背景のもの)し、
その場でお渡しします



申請や受取の相談ができる

ご自身とご家族の申請や、
受取の手続きについて、
質問や相談をお受けします



申請の流れ

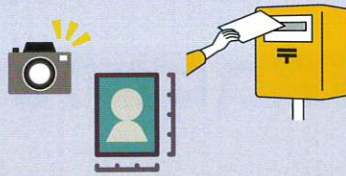
申請書の記入

会場で必要事項を記入



顔写真の撮影

会場で顔写真を撮影
(正面、無帽、無背景のもの)し、
申請書をポストに投函



受取

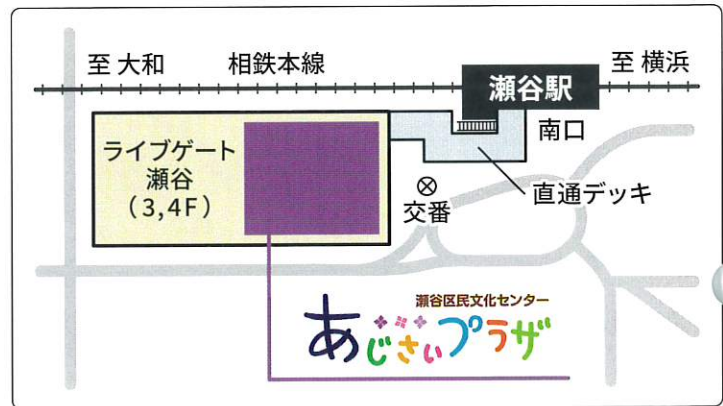
後日、二俣川特設センターか
瀬谷区役所で受取



行き方

瀬谷区民文化センター
あじさいプラザ3階
ギャラリー1
(瀬谷区瀬谷四丁目4番地10)

ライブゲート瀬谷に入った後、
エスカレーターまたはエレベーターで3階に上がりギャラリー1の部屋が会場です。



持ち物

二次元コード付交付申請書か通知カードをお持ちいただくと
申請までのお手続きがスムーズです。
※申請書や通知カードがなくても、お手続きできます。

その他

公共交通機関でお越しください。
その場でマイナンバーカードは発行できません。

主催

瀬谷区役所戸籍課

お問合せ

瀬谷区マイナンバーカード出張申請サポート専用ダイヤル
TEL 080-2006-3152 (受付12:00~20:00)

詳しくは
こちら



区連会 9月説明資料
令和6年9月18日
瀬谷区福祉保健課

令和6年度第1回瀬谷区地域福祉保健計画全域計画推進懇談会の報告について

「暮らしやすいまちづくりの計画～第4期瀬谷区地域福祉保健計画～」を推進するため、令和6年7月11日に第1回瀬谷区地域福祉保健計画全域計画推進懇談会を開催しました。懇談会では、「いざという時に助け合いができる『顔の見える関係づくり』について」というテーマで、推進委員により意見交換が行われましたので、その一部をご紹介します。

自治会・町内会の皆様におかれましては、こうしたご意見をご承知おきいただき、「“おたがいさま”で支え合う地域づくり」に向け、引き続きご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、取組を進めるにあたり、ご相談等がございましたら、各地区の地区支援チーム（区役所・区社協・ケアプラザ）にご連絡をお願いします。

1 懇談会でのご意見（一部）

- ・ こども向けイベントは親も来てくれるので、こどもだけでなく親同士のつながりづくりもできる。
- ・ 小さなつながりでも、つながることで何かあった時に助け合える関係になる。小さなつながりを、その地域にあった形でどのように作っていくかが大事。
- ・ 災害時に備え、自治会では、地域の人に対して「自分たちでできることは自分たちでやりましょう」という声かけをしながら自助・共助に向けた啓発の取り組みをすることで、いざという時の安心につなげている。
- ・ 住んでいるまちを、こどもたちの“ふるさと”にしたい。そのために昔からの行事は継続していく。それが、“ふるさと”にするために大切な「人とのつながり」になっているのではないか。

2 今後の方向性について

多くの委員から「顔の見える関係づくり」のために、「こども」を切り口としたアプローチが解決策として挙げられたことから、今後の取組や計画で更に「こどもが参加できる取組」に関する事項を重点的に取り入れていきたい。

3 参考資料

【報告】令和6年度第1回瀬谷区地福計画全域計画推進懇談会

お問合せ先

瀬谷区福祉保健課運営企画係 柿澤・谷・半沢

電話 367-5743 / FAX 365-5718

メール se-chifuku@city.yokohama.jp

令和6年度第1回瀬谷区地域福祉保健計画全域計画推進懇談会

令和6年度第1回瀬谷区地域福祉保健計画全域計画推進懇談会を開催しました。

能登半島地震の発生により、日頃の「顔の見える関係づくり」の必要性を私たちは改めて強く意識することになりました。今回は、日ごろからお互いに気にかける「見守り」について、3グループに分かれ意見交換を行いましたので、内容の一部をご紹介します。

テーマ：いざという時に助け合いができる「顔の見える関係づくり」について

日時：令和6年7月11日(木) 14時～16時

会場：瀬谷区役所 5階大会議室

参加者：学識経験者、地域の各団体、医療関係、学校関係、行政等(18名)



様々なつながり方の形について

- ゆるくても、つながっていける関係性を作っていくことが、災害時だけでなく日常的な安心感を生む。
- 小さなつながりでも、つながることで何かあった時に助け合える関係になる。小さなつながりを、その地域にあった形でどのように作っていくかが大事。
- スポーツを通して、顔の見える関係づくりをしているが、大きなスポーツイベントは高齢化が進みチームが組めない状況もあるので、小人数でも、障害の有無に関係なくできるものに形を変え、その時々に合わせてながら活動している。

各分野に関するご意見

こども・世代間交流

- こども向けイベントは親も来てくれるので、こどもだけでなく親同士のつながりづくりもできる。
- こどものサロンと高齢者のサロンを合体し交流した。また、社会を明るくする運動では、こどもと高齢者で昔遊びをした。交流することで気持ちの共有ができる。こどもにとって楽しいことをするのが大事。

福祉施設・事業所・企業等

- 小売店、薬局等がコミュニティの中にある。そこに人や情報が集まれば、顔の見える関係づくりにもつながっていく。例えば、真夏の暑い日に気軽に行けるクールスポットのような場所が地域にあると良い。
- 福祉施設と地域の交流。日頃から顔の見える関係がないと、発災時の対応につながらない。

自治会町内会

- ・自治会町内会から脱退したり加入しない人がいる中で、特に若い一人暮らしの人に、いざという時、助ける側として活躍してもらうことが、これからの課題である。
- ・災害時に備え、自治会では、地域の人に対して「自分たちでできることは自分たちでやりましょう」という声かけをしながら自助・共助に向けた啓発の取り組みをすることで、いざという時の安心につなげている。
- ・住んでいるまちを、こどもたちの“ふるさと”にしたい。そのために昔からの行事は継続していく。それが、“ふるさと”にするために大切な「人とのつながり」になっているのではないか。

医療・保健

- ・かかりつけ医を持つことが関係づくりにつながる。また、医師会は地域の講座等に出向くことの相談にも応じられる。そこで医療機関と地域が顔の見える関係になれる。
- ・歯科医師は、訪問診療の際の患者、ケアマネジャー、看護師、言語療法士等で、顔の見える関係づくりを推進している。
- ・保健活動推進員は、移動販売で集まってきた人に健康チェックを実施。その場で食事のことや家族のことを話してつながりつつ、健康チェックを受けた人が、次回は友人を連れてきて関係性を広げている。

まちづくり・設備整備

- ・公営団地に支える(見守る)人などにも入居できるようにし、助け合えるような仕組みにするために、応募条件や選考基準を見直すことも必要。
- ・一人ひとりが避難できるように、住宅地の整備、施設に車いすやストレッチャーの備え等、何かあった時にすぐに誰もが使えるようハード面の整備も求められるのではないか。

●今回の懇談会で見えてきたこと

こどもが楽しんで参加できるイベントを開催することが、こどもに地域での繋がりを築いてもらうことはもちろん、保護者として参加された親や祖父母等にも地域に関わることにもつながり、顔が見える関係の第一歩となることが期待されています。

●今後の方向性について

顔の見える関係について、重要性の理解や取り組みが工夫しながら進んでいます。一方で少子高齢化等の問題から今後どのように取り組みを継続し、広めていくかが一つの課題となっています。解決策として多く話題に挙げられた、「こども」を切り口としたアプローチについて検討を進めていきます。

●名和田先生(学識経験者)から

今回の懇談会で、発災時に急に結束力が生まれるわけではなく、普段からの地域コミュニティの力を培うことの重要性が話されました。



- ・瀬谷区地域福祉保健計画(暮らしやすいまちづくりの計画)
- ・過去の懇談会の報告書(バックナンバー)

区連会 9月説明資料
令和6年9月18日
瀬谷区福祉保健課
瀬谷区社会福祉協議会
瀬谷区地域ケアプラザ

令和6年度瀬谷区地域福祉保健計画推進シンポジウムの開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から、地域福祉保健の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

第4期瀬谷区地域福祉保健計画の基本目標Ⅲ「誰もが活躍できる地域づくり」をテーマに、地域福祉保健計画推進シンポジウムを開催します。主に地域の支援者向けに、活動の意義の再確認およびモチベーションの向上や、地域の取組を広げるきっかけづくりを目的にしています。

つきましては、各連合からのご出席及びチラシ掲示・周知のご協力をお願いします。

1 依頼事項

(1) 出席者の選出について

各連合より3名程度のご出席をお願いします。連合、地区社協及び、民生委員の出席の取りまとめは、地区社協分科会を通じて依頼します。

(2) チラシの掲示

掲示板へのチラシ掲示をお願いします。

2 日時・場所

(1) 日時：令和6年12月7日（土） 14:00～16:15（開場13:30）

(2) 場所：瀬谷公会堂（瀬谷区二ツ橋町190）

3 プログラム

(1) 基調講演：テーマ 人それぞれの「できる」を大切に

～認め合う、分かち合う、お互い様の瀬谷を目指して～

講師 岩室 紳也 氏 ヘルスプロモーション推進センター代表

(2) 地区の発表：基本目標Ⅲ「誰もが活躍できる地域づくり」につながる取組について
4地区（発表時間：1地区10～15分程度）

発表地区：阿久和北部地区・阿久和南部地区・本郷地区・相沢地区

お問合せ先

瀬谷区福祉保健課運営企画係 柿澤・谷・半沢・矢嶋

電話 367-5743 / FAX 365-5718

メール se-chifuku@city.yokohama.jp

瀬谷を 暮らしやすい まちにしよう

12月7日(土) 瀬谷公会堂

14時～16時15分 参加無料・申し込み不要

瀬谷区の地域福祉保健計画の基本目標Ⅲ「誰もが活躍できる地域づくり」をテーマに実施します。基調講演と各地区の取組で、地域活動のヒントをお伝えします。

基調講演

人それぞれの「できる」を大切に
～認め合う、分かち合う、
お互い様の「瀬谷」を目指して～

講師

ヘルスプロモーション推進センター代表

岩室 紳也

公衆衛生に長年携わり、全国各地で年間200回以上の講演や様々な分野でアドバイザーとしても活躍されています。



地区発表

地域の取り組みについて、
テーマに沿って
下記の4地区から発表します。

- ・阿久和北部地区
- ・阿久和南部地区
- ・本郷地区
- ・相沢地区

瀬谷区地域福祉保健計画



瀬谷区地域福祉保健計画についてはホームページをご覧ください。

瀬谷区障害福祉事業所による
販売会を開催します！

■要約筆記あり（講演内容を文字に起こし、会場内のスクリーンに映します）。

■一時保育（無料）を希望される方は、11月27日（水）までにお申し込みください。

申込・問い合わせ：瀬谷区福祉保健課 ☎045-367-5743 FAX 045-365-5718



区連会 9 月説明資料
令和 6 年 9 月 18 日
こども家庭支援課

瀬谷区内自治会町内会長 各位

令和 6 年度瀬谷区児童虐待防止啓発講演会の開催について（お知らせ）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より瀬谷区政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和 6 年度瀬谷区児童虐待防止啓発講演会を開催するにあたり、ご案内チラシを作成いたしました。

つきましては、貴自治会町内会の皆様にご参加いただきたくチラシをお送りさせていただきますので、回覧のご協力をよろしくお願いします。

（担当）瀬谷区こども家庭支援課
渡邊、田中、川上、金田
電話：045-367-5608／FAX：045-367-2943



子育て家庭を みんなで支える part2

今、世の中には子どもや子育てをめぐる心配なニュースが流れています。それを聞いて胸が痛むだけでなく、身の回りの気になる子どもを思い浮かべる場合もあるかもしれません。子ども虐待予防に地域でどう取り組んでいくかを、新たな事例を交えながらみなさんと一緒に考える機会にしたいと思います。

子育てで困難を抱える方への支援について、ちょっとだけ知っておいてほしいコツがあります。子どもが成長して力をつけていくまで、地域での見守りが必要です。ぜひ講演会にご参加ください。

日時：令和6年11月22日(金) 15:00~17:00

会場：瀬谷公会堂 講堂

講師：高橋 ゆきえ氏

現 KanaCap 顧問
(かながわ子ども虐待予防研究会)
社会福祉法人 幸保園理事長

申し込み方法：

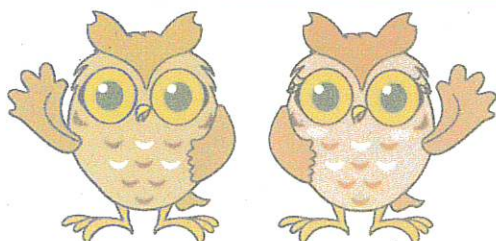
- ① 電話申し込み **045-367-5608**
- ② FAX 申し込み 裏面の申し込み用紙を **FAX 045-367-2943**
- ③ 電子申請での申し込み

締め切り：11月 8日 17時 (先着500名)



講師プロフィール

横須賀市役所の保健師勤務を経て、横須賀市児童相談所長に就任。退職後はKanaCap や一般社団法人親子ヘルサポ等の活動を通じて、児童虐待防止普及に努めておられます。



＜問い合わせ＞

瀬谷区役所 子ども家庭支援課

子どもの権利擁護担当

電話:045-367-5608

FAX:045-367-2943

瀬谷区児童虐待防止啓発講演会申込書

所属	<input type="checkbox"/> 町内会関係 (町内会名) <input type="checkbox"/> 民生委員 (地区名) <input type="checkbox"/> 主任児童委員 (地区名) <input type="checkbox"/> 一般参加
氏名	
電話番号 (代表者)	

道路除草における除草剤活用の本格運用について

日頃より道路行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

道路等の雑草については、毎年夏季の繁茂期に多くの除草要望をいただくことから、対応の迅速化及び除草効果の継続等を目的として、草刈り機による除草に加えて、令和5年7月より除草剤の活用の試行を始めたところです。

令和5年度は瀬谷区内2か所(目黒町、阿久和南)の道路で除草剤を活用し、特段の問合せやトラブルなく、一定の効果が確認されたことから、今後、道路除草における除草剤の活用について、試行から本格運用に移行します。

これに伴い、下記のとおり除草剤による作業実施までの手続きの迅速化を図ります。

なお、除草剤についてはこれまで同様、安全性・信頼性の高いものを、定められた使用方法どおりに用いて丁寧に作業を進めてまいります。

除草作業が最盛期となる夏季の暑さは災害級であり、作業者の安全を確保しながらの作業となるため対応に時間を要し、ご迷惑をおかけしておりますが、引き続き、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 昨年度との変更点

試行時は現場告知前に地域の関係者(自治会、学校等)に除草予定箇所、作業予定時期の周知等を行ってまいりました。本格運用に伴い、今後は除草予定箇所に直接、作業予定日を記載した現場告知を行い、作業を実施します。あわせて、状況に応じて枯草の集草作業を行うこととします。

2 実施開始時期

9月区連会及び各地区定例会後の、令和6年10月から実施します。

3 実施方法(昨年度と変更はありません)

(1) 実施箇所

歩行者等への影響が少ない場所※を土木事務所にて選定します。

※:中央分離帯、道路のり面、土木事務所管理用地など

(2) 事前周知、現場告知(事前看板・事後看板設置)の実施

除草剤にご心配のある方からご相談があった場合には、使用方法を再検討し、使用中止を含めて対応していきます。

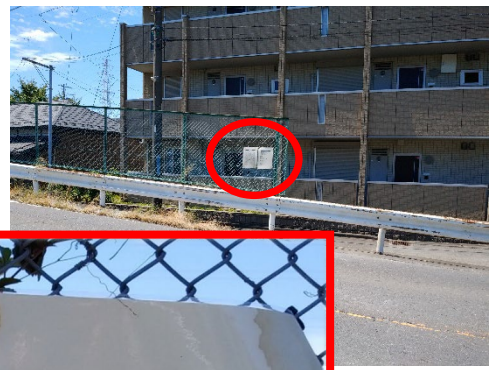
(3) 使用する除草剤:国により安全性が確認されている除草剤(農薬)を使用します。

引き続き、「アミノ酸系除草剤(主成分グリホサート)」を使用します。この除草剤は、薬剤が葉や茎から吸収されるため、使用範囲外の隣接した草木に害はありません。地面に落ちた薬剤も分解され無害化するため、土壌を汚染しません。

(4) 作業の実施

雨天時や強風時には行いません。周囲への影響が出ないように作業を行います。

昨年度の実施状況



除草剤の散布のお知らせ

除草作業を効率的に行うため、除草剤の散布を実施します。除草剤は安全性の高いものを使用していますが、除草剤が乾くまではご通行にご注意願います。

実施期間
令和5年7月20日(木)～令和5年7月28日(金)

除草剤の散布日
令和5年 7月20日 木

使用する除草剤
ラウンドアップ マックスロード AL II

問合せ先
瀬谷区瀬谷土木事務所
管理係 電話 045-364-1105

除草剤散布箇所

現場告知状況(阿久和南、新幹線二線橋路肩)



作業状況



作業後(2週間後)の状況

除草剤を活用した道路除草の試行について

日頃より道路行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

道路等の雑草については例年、草刈り機による除草作業を実施していますが、夏季に区内全域で作業が発生するため対応に時間を要し、ご迷惑をおかけしております。

そこで、道路を利用する皆様の一層の安全確保、快適な道路利用に向けて、草刈り機による除草に加えて、国や他自治体でも導入が進む除草剤を活用した道路除草を試行します。これにより、除草対応の迅速化及び除草効果の継続が期待されます。

なお、使用する除草剤については安全性・信頼性の高いものを、定められた使用方法どおりに用います。実施にあたっては周辺の皆様に丁寧に説明を行い作業を進めてまいります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1 試行開始時期

雑草の繁茂期である、7月から実施します。

2 試行箇所

歩行者等への影響が少ない場所を土木事務所にて選定します。

:中央分離帯、道路のり面※裏面写真参照 土木事務所管理用地など

3 試行方法

(1) 事前周知、現場告知(事前看板・事後看板設置)の実施

除草剤にご心配のある方からご相談があった場合には、使用方法を再検討し、使用中止を含めて対応していきます。

(2) 使用する除草剤:国により安全性が確認されている除草剤(農薬)を使用します。

今回は、「アミノ酸系除草剤(主成分グリホサート)」を使用します。この除草剤は、薬剤が葉や茎から吸収されるため、使用範囲外の隣接した草木に害はありません。地面に落ちた薬剤も分解され無害化するため、土壌を汚染しません。

(3) 作業の実施

雨天時や強風時には行いません。周囲への影響が出ないように作業を行います。

1 試行を実施する場所のイメージ



・中央分離帯



・道路のり面（ガードレール外の斜面）

2 効果及び持続性の確認

- ・土木事務所敷地内の外部に影響がない箇所で、除草剤の作業性や効果の検証を行いました。
- ・作業時間が短く交通規制が最小限で済むこと、草刈り機では対応できない雑草の根を枯らすため除草効果が長く得られるなど、一定の効果が確認できました。
- ・除草剤を併用することにより、除草のご要望に迅速に対応ができると考えています。



試験開始時（R 4. 9）

- ① 何もしない区画
 - ② 草刈せずに除草剤を使用した区画
 - ③ 草刈後に除草剤を使用した区画
 - ④ 草刈機による除草区画
- の状況

経過観察（R 5. 6）

- ① ③ ④ 草が繁茂している
 - ② は除草効果が継続している
- ※この結果により、他の場所に除草剤が浸透せず、葉や茎から除草剤を吸収しているのが確認できる。

区連会 9月説明資料
令和6年9月18日
瀬谷区安全・安心まちづくり連絡会

自治会町内会長 各位

地域振興課長

令和6年度瀬谷区安全・安心まちづくりのつどいの開催について（依頼）

10月11日から20日の「安全・安心まちづくり旬間」に合わせて、区民の安全・安心のまちづくりの意識の高揚を図るため、さらには、地域の防犯力を高める一助とするため、「瀬谷区安全・安心まちづくりのつどい」を開催します。

瀬谷区で発生している犯罪の特徴や身を守る術をご紹介します。

つきましては、自治会町内会の皆様にご出席していただきたいので、当イベントの周知及び、掲示板へのポスター掲示のご協力をお願いします。

1 日時

令和6年10月11日（金）13時30分から15時30分まで（開場13時）

2 場所

瀬谷公会堂

3 開催内容

(1) 防犯講話

(2) 「日向 ひまわり」さん（落語芸術協会所属の講談師）の講談

(3) 「メノニューイヤー」さん（アイドルグループ）のトーク&ライブ



日向 ひまわり



メノニューイヤー

<事務局>

瀬谷区役所地域振興課

TEL：045-367-5692

FAX：045-367-4423

瀬谷警察署生活安全課

TEL：045-366-0110

最近の詐欺って!?

- 令和6年10月11日(金)
13時30分～15時30分まで(13時00分から入場可能)
- 瀬谷公会堂で防犯イベント
瀬谷区安全・安心まちづくりのつとめ
を開催します
- 入場料は無料です
- ゲストの講談やトーク、ライブもあります!
- 生活に役立つお土産もあります!

<ゲスト紹介>

講談師 日向ひまわりさん

東京都内の寄席をはじめ、全国各地で高座にあがる。大きな会場の公演だけでなく、公民館や集会所、お蕎麦屋さんやお寿司屋さんのお座敷などの地域密着型の会にも出演。

当日の公演にも乞うご期待!!



アイドル メ/ニューイヤー

メンバーは、様々な防犯イベントに参加し、幅広い世代を啓発してきました。

山崎遥菜さん、あい姫さんが詐欺の手口について話し、他のメンバーも歌とダンスを披露して会場を盛り上げます。当日も熱いライブに期待!!



※ 瀬谷公会堂は瀬谷区役所隣接の施設で、入場は先着順です。

主催 瀬谷区防犯協会 瀬谷区安全・安心まちづくり連絡会 瀬谷警察署 瀬谷区役所

五味 真紀氏 NPO法人ハートフル・ポート 第1・4・5講



NPO 法人ハートフル・ポート代表。
3 人の子育て、自宅での介護 / 看取りの経験から居場所の必要性を痛感し、2014年自宅を改修して住み開きカフェをオープン。多様な人が主体的に関われるイベントも多数開催。2022年法人化し、子どもの居場所 soil の運営にも着手。
まち全体を子どもの居場所とする活動を進めるとともに、自分の好きをスキルとして活かせるまちづくりの担い手養成にも力を入れています。
場づくり講座講師実績多数。
かながわシニア起業家ビジネスグラ
ンプリ 2018 神奈川県知事賞受賞。



吉村 志穂美氏 株式会社エデュカル 第2講



せやまるタウンカレッジ 1 期生。
当時は、乳幼児から小学生までの自宅教室「こども教室どんぐりひろば」17 年目。受講後には、子どもの育ちのためには多世代交流が必要だと、自宅丸ごとパブリックに開き、2020 年「エデュカル」としました。
子どもから高齢者までが「学ぶ・遊ぶ・憩う」居場所です。
昨年からは、地域内に点在する子どもの居場所「soil」と連携しさらにネットワークを広げています。



参加費 無料（交通費と見学先での飲食代等は各自ご負担いただきます。）

定員 15 名（申込多数の場合は抽選。初めて申し込みされる方を優先。）

対象 (1) 「居場所づくり」に興味・関心があり、区内で「居場所づくり」を始めてみたい人、関わってみたい人、また、そのために仲間やつながりを作りたい人
(2) 瀬谷区在住・在勤・在学で、原則として全 5 回参加できる人

一時託児 定員 5 名（申込多数の場合は抽選）（別室託児）
※ 2 歳以上 6 歳未満の未就学児が対象
※ 現場訪問の第 2 講（11 月 9 日）および第 4 講（12 月 21 日）は託児不可
※ 希望者は申込時にお子様の氏名・年齢（10 月 26 日現在）を記載してください

申込方法

下記 URL または下の二次元コードから、電子申請システムを利用してお申込みください。



電子申請システム

区役所窓口で直接、メール、FAX、ハガキで申込みをされる場合は、講座名と必要事項①～⑦をご記入の上、下記の申込先へ。

- 申込方法 ②
- ① 氏名 ② 住所 ③ 電話番号
 - ④ FAX 番号(あれば)
 - ⑤ メールアドレス(あれば) ⑥ 年代
 - ⑦ 参加動機(申し込みのきっかけ)

※一時託児希望者はお子様の氏名・年齢((10月26日現在)も記載してください。

締切
令和 6 年
9 月 30 日(月)
17 時 必着

問い合わせ・申込先

瀬谷区役所 地域振興課地域力推進担当（区役所 3 階 35 番窓口）
TEL 045-367-5789 FAX 045-367-4423 Eメール se-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

※ 講座内容は変更になる場合があります。その場合は、受講者へお知らせします。
※ 受講決定後、受講者には事前ワーク（自己紹介シートの作成）をお願いする予定です。

「居場所づくり」を一緒に考え、新たな一歩を踏み出しませんか

せやまる
タウンカレッジ

【第5期】受講生募集

募集締切

2024 年
9/30(月)
必着

「居場所」とは？

誰もがふらりと集まって、自由におしゃべりしたり、お茶をしたり、ご飯を食べたり、こんなほっとできる空間が「居場所」です。居心地のいい居場所が至る所にあり、地域とのゆるやかなつながりを感じながら過ごすことで、みんなが暮らしやすいまちづくりにつながります。

全 5 回
連続講座

地域で居場所づくりを始めてみたい方、そのために仲間やつながりを作りたい方、具体的なプランはないけれど、居場所づくりに興味関心がある方はいませんか？

講師や卒業生の話を聞く、実際に居場所を見学する、「自分だったらこうしたい」と考えることを通じて、地域で「居場所づくり」を始めるための基礎を学ぶ講座を開催します。



瀬谷区マスコットキャラクター
せやまる



地域に根ざした 駄菓子屋を

3期生 ミックル堂
菅野さん

講座に参加して、地域や子供のことを真剣に考えている方が、瀬谷区内にこんなにたくさんいるだと驚きました。

講座では自治会のことや行政の支援制度について知れたことがよかったです。現在は「せやまるタウンカレッジの放課後」さんにサポーターになってもらい、店番や袋詰めボランティアの募集をしてもらっています。卒業生には同じような価値観の方が多いので、安心感があります。一緒に袋詰めをしながらいろいろお話を聞いたり、人を紹介したりできると思うのでぜひ気軽にミックル堂に来てみてくださいね。

自分の得意なこと

自分ができることで

2期生 嶋田さん



せやまるタウンカレッジのほかの方の活動の中で興味関心があることをお手伝いしています。余裕があるときだけでよいので参加しやすいです。この春から月1回の「手しごと部」を始めました。講座のようにきっちり決まったものではなくおしゃべりをしながら各自好きなものを作り、わからないことがあればお手伝いします。お互いが無理せず心地良いと思える繋がりと時間を大切にしています。

夢を語り合える 仲間との出会い

2期終了後コロナが流行してしまったこともあり活動できていませんでしたが、せやまるタウンカレッジの卒業生がつながる場があれば良いなと考えていました。現在は新しい期の人とつながり、いろいろな活動のお手伝いをしています。一人ではできないこともいろいろな人が集まることで実現できる。得意なことやできることをだしあい、いろいろなコミュニティが増えていったらいいなと思っています。



2期生 佐藤さん

現在は区内幼稚園で居場所づくりをしています。また、「せやまるタウンカレッジの放課後」として卒業生が繋がり、学び続ける場を提供しています。この活動をする中で、日常生活を豊かにするのは人のつながりだと強く感じています。毎日がわくわくと新鮮で幸せです。

4期生 渡辺さん

日常生活を豊かにするのは 人とのつながり

大変だった子育てを振り返り、「あの時の自分にコーヒーを一杯淹れたい」との気持ちから、せやまるタウンカレッジに参加しました。自分がどういう居場所をつくりたいのかと考えることは、意外にも過去・現在・未来の自分と向き合う作業でもありました。私がこの講座で得たものは、夢を語り合える仲間とプライスレスな体験です。



子どもに関わる 活動がしたい

4期生 小島さん

子どもだけでなく、シニアや大人、そして学生にとっても居心地の良い場所があったらいいなあと思い講座に参加しました。オルオルでは、瀬谷区の子育て応援カレンダーに活動日を掲載したり、近隣の子育て世代の方も広く参加してもらえるよう工夫をしています。団地だけでなく周辺地域との交流も生まれています。



せやまるタウンカレッジから うまれた みんなの居場所

下瀬谷オルオル

4期で一緒にグループワークをしたメンバーを中心に活動している居場所です。期を越えて仲間が広がっています。



これまでの ボランティア経験を生かして

4期生 高安さん

下瀬谷団地内でお助け活動をおこなっていましたが、団体メンバーの高齢化もあり、今後の活動のあり方を探っていました。せやまるタウンカレッジに参加したことで、地域を超えた新しい仲間に出会えました。現在は下瀬谷団地の集会所で、月1回「子育て下瀬谷オルオル」と「シニアおるおるタイム」の活動をしています。



地域活動で 第二の人生を

4期生 丸山さん

グループワークを一緒にした高安さん、小島さんとオルオルの活動を開始。第二の人生のために勉強した音楽療法のスキルを活かし、シニアの方へ参加型の取り組み「音楽 de 遊ぼう♪」をおこなっています。またせやまるタウンカレッジの繋がりから、今後エデュカルでも地域のシニア向けの活動をおこなう予定です。今後も様々な場で活動ができれば良いなと考えています。



ここで紹介しきれませんが
まだまだ地域で活躍されている
卒業生がたくさんいらっしゃいます。

せやまるタウンカレッジで何が学べるの？

第1講

令和6年
10/26(土) 13:00
16:00

瀬谷区民活動センター

- ・居場所づくりの始め方基礎講座
- ・やりたいことを言語化するワーク

講師 五味 真紀氏
(NPO 法人ハートフル・ポート)

第2講

令和6年
11/9(土) 14:00
16:00

現場訪問 「エデュカル」
瀬谷区阿久和東

- ・卒業生が運営する居場所の見学
- ・卒業生の実体験(実例)を聞く

1期生 吉村 志穂美氏
(株式会社エデュカル)

第3講

令和6年
11/30(土) 13:00
16:00

瀬谷区民活動センター

- ・制度、サポート体制を知る
- ・支援制度、地域について知る

講師 地区社会福祉協議会、
地域ケアプラザ、
区社会福祉協議会、
区民活動センター、区役所

第4講

令和6年
12/21(土) 14:00
16:00

現場訪問 NPO 法人ハートフル・ポート
旭区南希望が丘

- ・夢プランを描く
- ・卒業生との交流を持つ

講師 五味 真紀氏
(NPO 法人ハートフル・ポート)

第5講

令和7年
1/11(土) 13:00
16:00

瀬谷区民活動センター

- ・夢プラン発表、意見交換

講師 五味 真紀氏
(NPO 法人ハートフル・ポート)

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について【情報提供】

1 趣旨

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、申請期限が 10 月 31 日（木）となっています。2 回目の申請も可能ですので、補助金の活用について、引き続きご検討をお願いいたします。

なお、すでに補助金を活用して設備導入した自治会で、「脱炭素」の取組の大切さや断熱窓のメリット等を紹介する「脱炭素普及セミナー」を実施しました。別紙共有資料を作成しましたので、導入検討の参考にご覧ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 参考

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円



←市 WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



※設備の契約・購入は、補助申請後に交付決定を受けてから行ってください。

※複数回、申請可能ですが、2 回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後に受付しています。

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

いいね！断熱窓

青葉区 中市ヶ尾自治会館では、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を活用し、断熱窓(内窓)、照明のLED化を実施。班長会で集まった班長さんに、「脱炭素」の取組の大切さ、断熱窓のメリットなどを紹介しました。

実際に窓を触ると、内側と外側で熱さが違います。ご協力いただいた西川会長も、「とても快適になった」とのことでした！



↑ 8月4日脱炭素普及セミナーの様子

8月4日 青葉区 中市ヶ尾自治会館 脱炭素普及セミナー を開催

自治会町内会館脱炭素化推進事業



↑ 導入した断熱窓
(既存の窓に内窓を設置)

家でもできる「脱炭素」ってなんだろう？

自治会町内会館で断熱窓などの効果を実感したら、ご自宅でも、導入するのはいかがでしょうか。環境省の補助制度も活用できます。

一定の省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫、LED照明器具を購入・設置・申請すると、「エコハマ第2弾」でポイント還元が受けられます！

※本体購入価格(税抜)の20%(1台あたり上限3万円)分
※エコハマ第2弾は、会館への設備導入は対象外

その他にも、省エネ家電を選ぶ際に、環境省 Web サイト「しんきゅうさん」で、省エネ効果や、電気料金などが、比較ができます。すぐにできるアクションを見る→
すぐにできるアクションで、電気代もおトクに。(横浜市脱炭素ポータルサイト)



↑ 環境省 Web サイト
「しんきゅうさん」 →



まだ間に合う！会館での省エネ設備の補助申請

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限: 10/31(木) まで

【問合せ先】横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 045-451-7740(平日 9:00~17:00)

(事業実施主体: 市民局地域活動推進課)

調停手続相談会

予約不要！
書類番号
22

不動産

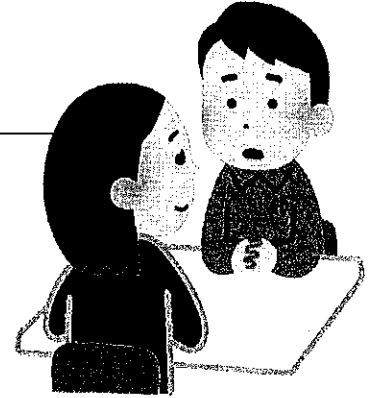
近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題



離婚・婚姻費用・養育費等

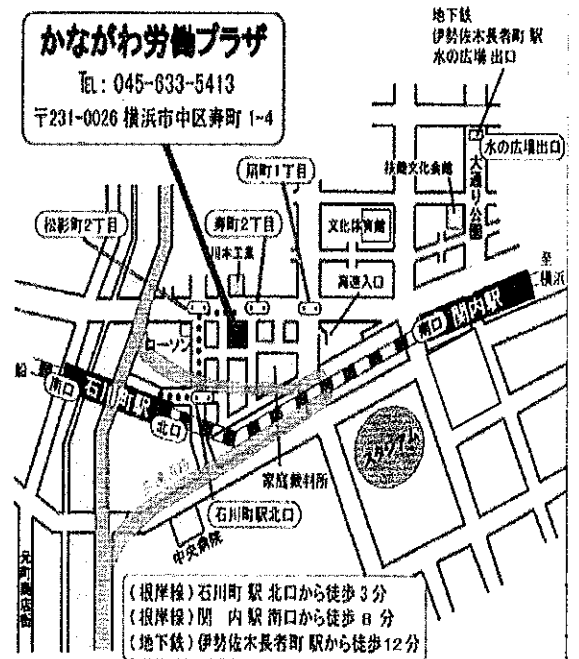
このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)
なお、本相談会は税務、法律の相談会ではありませんので、ご注意ください。
また、コロナ等感染症予防のため発熱等体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

日時 令和6年11月16日(土)

10:00~15:30
(受付終了15:00)

場所 かながわ労働プラザ

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口) 徒歩3分
JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口 徒歩8分
横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2 徒歩12分
横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1 徒歩12分



申込: 予約不要・当日会場で受付

主催: 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会
保土ヶ谷民事調停協会

後援: 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局

問合せ先: 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係
横浜家庭裁判所 総務課庶務係

電話 045-664-8778

電話 045-345-3505

2024年10月1日から

プラスチックごみの 出し方が変わります

プラスチック資源

プラスチック製容器包装の収集日が、
プラスチック資源の収集日に変わります

一つの袋で
まとめて出せます

プラスチック製 容器包装

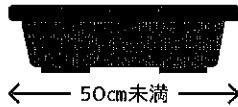


このマークが目印です

New

プラスチック製品

一番長い辺が50cm未満の
プラスチックのみでできたもの



屋外用品



風呂、洗面用具など



調理器具・台所用品



文房具・おもちゃなど

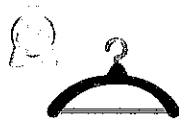


その他日用品 (CDケースなど)

リサイクルの支障になるため 入れてはいけないもの



ゴム・シリコンなど



プラスチック以外の
素材を含むもの



まな板など
厚みがあって硬いもの



ビニールひもやシートなど
広げると50cm以上になるもの

これまでどおり
「燃やすごみ」に
お出しください

プラスチック資源の出し方で迷う場合は、こちらでご確認ください
または、お住まいの区の収集事務所にお問合せ下さい

横浜市 プラスチック資源 出し方



横浜市資源循環局

2024 瀬谷 フェスティバル

例年と会場が異なります



10/20日

10:00~15:00

旧瀬谷西高校

荒天中止



ステージ



模擬店



GREEN×EXPO 2027 フォトスポット



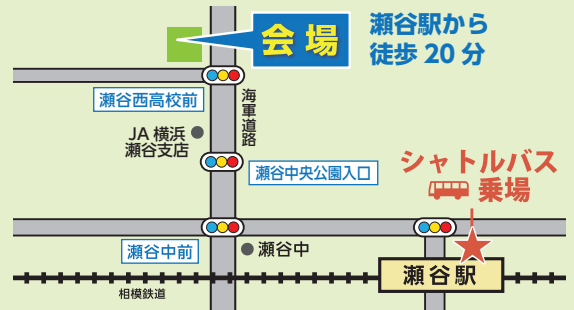
キッズエリア



⚠️ 会場に駐車場はありません ⚠️

無料シャトルバスや公共交通機関をご利用ください。

会場 ← 9:30~15:30 10~15分間隔で運行 → 瀬谷駅北口



当日の開催可否やイベントの詳細は、区ホームページをご確認ください。

瀬谷フェスティバル 2024

検索



パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は、横浜市コールセンター

045-664-2525 (当日8:00~)

- イベント内容は変更または中止となる場合があります。
- 写真は昨年の様子です。
- ペットを連れてのご来場はご遠慮ください。
- 当日は会場の様子を区職員が撮影します。撮影した写真は、区ホームページや広報物・SNSなどに掲載することがあります。

主催 瀬谷フェスティバル実行委員会・瀬谷区役所 問合せ 瀬谷区役所地域振興課 TEL 045-367-5691



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

1 寝たばこは絶対にしない、させない

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

3 こんろを使うときは火のそばを離れない

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

6 防火防炎訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う